

第十六回 参議院厚生委員會議録第三十号

昭和二十八年八月七日(金曜日)午前十一時一分開会

委員の異動

本日委員竹中勝男君辞任につき、その補欠として江田三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 堂森 芳夫君
理事 大谷 豊潤君
常岡 一郎君
藤原 道子君

委員

柳原 亨君
高野 一夫君
中山 壽彦君
西岡 ハル君
横山 フク君
林 了君
江田 三郎君
湯山 勇君
山下 義信君
有馬 英二君
山下 春江君

衆議院議員

政府委員

外務政務次官 小龍 彬君
厚生省社会局長 安田 巖君
厚生省保険局長 久下 勝次君
事務局側 常任委員 草間 弘司君
会専門員 多田 仁巳君
会専門員 池川 良正君

説明員

法務省民事局第五課長 池川 良正君

第八部 厚生委員會議録第三十号

昭和二十八年八月七日【参議院】

大蔵省管財 局第二課長 牧野 誠一君
参考人 財団法人日本 遺族会理事 長島 銀藏君
財団法人日本 遺族会理事 佐藤 信君

本日開会に付した事件

○財団法人日本遺族会に対する固有財産の無償貸付に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(堂森芳夫君) 厚生委員会を開会いたします。財団法人日本遺族会に対する固有財産の無償貸付に関する法律案を議題といたします。御質疑を願います。

○高野一夫君 財団法人日本遺族会に、若しこの法律が通過して、無償貸付をやつたあとの運営の方法について多少ここに厚生省関係の監督の事項があるようにすけれども、これはどういう程度に監督ができるでしょうか。

○高野一夫君 財団法人と厚生省と、貸付けについて詳細な細目の協定、契約ができな場合に、その契約というものを若し守らない場合は、その契約を解除する。そしてその法律はこのまま生きておるというので、それは差支えありませんか。契約を守らなかつた場合に、向うが契約を解除するということとを契約の中に載つた場合は契約を解

題、予算の編成、いろ／＼の使い方の問題、そういう点について厳正なる監督批判を厚生省はやり得ることになりましようか。厚生省からの御答弁を願います。

○政府委員(安田巖君) これを貸付けました場合は、この法案にございますように、普通の公益法人に対しましてよりは強い監督権が出て来るわけであります。例えば予算等につきましても、それが不相当と認める場合には、必要な変更をさせるというような権限も出て参ります。又今お話のような法令とか、或いはそれに基づいてするところの行政庁の処分、寄附行為に違反したような場合、今の予算の不相当であるというようなことにつきましては変更を命ずるか、或いは前項の規定による措置に従わなかつたときは、貸付の契約を解除することができ、この場合の契約解除というものは、もと／＼この財団に対する監督権というものが財産を貸すことによつて生ずるのであります。そういう強い監督権を規定したわけでありま。

○高野一夫君 財団法人と厚生省と、貸付けについて詳細な細目の協定、契約ができな場合に、その契約というものを若し守らない場合は、その契約を解除する。そしてその法律はこのまま生きておるというので、それは差支えありませんか。契約を守らなかつた場合に、向うが契約を解除するということとを契約の中に載つた場合は契約を解

除する。そうすると契約は解除する。それはまあ契約のほうでやるわけだが、この法律は法律で生きておるというような場合には、何かそこに齟齬するところがあることは起らないですか。

○政府委員(安田巖君) ちよつと御質問の趣旨を解しかねるのでありますけれども、契約を守らなければ契約解除という問題が起るわけであります。

○高野一夫君 この法律ではすでに無償貸付ということがきまつてゐるわけですね。

○政府委員(安田巖君) それは差支えないわけではございません。法律の中に書いてあることでありますから。

○高野一夫君 現在の財団法人の日本遺族会というものの本体をちよつと伺つておきたいのですが、これは遺族の団体なんでありましようか、それとも別個の人たちが集まつて遺族のかたへサービスする団体の形になつておりましようか。

○政府委員(安田巖君) お手許に御配付申上げております財団法人日本遺族会寄附行為の第二条を御覧になりますと、「この会は戦死者の遺族の福祉の増進、慰藉救済の道を開くとともに、道義の昂揚、品性の涵養に努め、平和日本の建設に貢献することを目的とする。」というところでございます。併し財団法人でございますから、一定の財産を中心とした法人でございます。

○高野一夫君 貸付けるということになれば非常に大事な相手になるわけ

すが、万一これを貸付けるものの間に、厚生省が適当でないと認められるような点が、寄附行為の条文のほかに例えば役員構成とか或いは仕事のやり方とかいう点について、如何かと思われるような点を厚生省で御意見になつた場合には、貸付けるものの間に適当にその辺勧告を寄せられる、監督官庁として満足の行くようなふうに変更をさせるというふうな仕組みをお持ちでありましようか。

○政府委員(安田巖君) 私どもはこの法律が制定されて公布された際におきましては、従来よりも更に強い監督権が出るものだというふうに考へておりますので、そういう点につきましても折角こういうふうな国家の大事な財産が、無償でそういう法人に貸与されるのでございまして、そういう点につきましても、十分強力な指導を行いた。こういうふうな考へております。

○山下義信君 高野委員の御質疑に関連して申しますが、今高野委員大変重要な点を指摘されてお尋ねになつたのですが、局長の御答弁では要領を得ない。人様の御質疑のことを口をいれては済みませんが、一番最初の御質疑はこの貸付を受ける団体について強い監督をするか、こういう質問をなすつたのです。そうした局長は、普通の公益法人に対する監督よりは、法案を御覧のように、非常に強い監督をしますと、こゝろ言つてゐる。どういふわけで普通の公益法人よりは以上強い強い

監督をするか、という質問をなすつたのです。そうした局長は、普通の公益法人に対する監督よりは、法案を御覧のように、非常に強い監督をしますと、こゝろ言つてゐる。どういふわけで普通の公益法人よりは以上強い強い

監督の規定をしなければならん必要があるのか、これを御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(安田巖君) 国の財産、つまり国有財産につきましては、国有財産の管理の規則があり、又多少例外的な規定はございますけれども、一応国有財産の管理の原則があるわけでございます。そういう原則とは特別に、軍人会館という、旧軍人会館という国有財産を無償で貸与するということは、一つの国が利益を与えることでございまして、その限度におきまして監督権が強化されることはこれは当然じやないか、こういう考え方でございませう。

○山下義信君 それはまあ当然のことです。そうでないでしよう、当局のお答えの肝は、又質問者の肝は、この国有財産の無償貸与を受けようとする団体に対して十分監督をせねばならない事情というか、そういう心配があるので監督を十分にすること、こう尋ねておるのです。国の大切な国有財産だから一般のその貸与を受けるものと同じような監督の必要を言つておるのじやない。特別にこの貸与を受ける団体については十分監督をするかという質問なのです。あなたの答弁は、国の大事な財産を貸すのだから十分注意をしますと、それは当り前のことなんです。それは質問者と答弁者との間に私は多少思ひ違いというか、食ひ違いがあるのじやないかと思う。この団体が、率直に言つたらば、何となしにこう不明瞭で、この団体が不安だから十分監督するかという趣旨の質問なんです。それに対しては、普通の公益法人以上に十分こういうふうな監督をし

ます、場合によつては無償貸付も返還させますという御答弁は、この団体に對してそういう意味の監督をするというこの私は質疑応答だと思つたのですが、そうじやないのですね、あなたは一般論をおつしやつたのです。この、具体的に今この軍人会館の貸付を受けようとする団体について、まあ現状が、率直に言つて、しつかりしてない、はつきりもしてない、その組織も不十分である。今おつしやつた質問者もそういうことを加えての質問をなさつた、監督を十分にすること、こういうことで心配のないようにと。で、むしろそういうことになつたならば予算も見るし、事業目的に反するようなことをしたり、又いろいろの組織の上についても十分調査をする。後段の答弁にはそれがあつた。そういう意味の答弁では、国有財産の貸付を受けておる普通の公益法人に対する監督よりは以上の監督をするという御趣旨になるのではないのですか。一般の公益法人、国有財産の無償貸付を受けるような、その種の公益法人の監督と同様というのですが、これは特別に考慮が払つてあるというのですか。

○高野一夫君 ちよつと私附加えて、只今申し上げたのは、実は必ずしも現在の財団法人日本遺族会にいろいろ懸念等の点があるというところまで考へての語ではないのでありまして、普通の団体と違つて、とにかく戦争の犠牲者の遺族団体であるから、普通の財団法人よりは特別の重要な部面を持つた団体であるべきなんだから、これに国有財産の無償貸付をするということになるならば、この運営は誠に適正、厳正でなければならんと思ひます。

ので、その点について万一監督しなければならぬことが起つた、起るといふような場合があるとすれば、どの程度監督ができるかというふうな意味で実は私は御質問したわけだつたんです。

○山下義信君 関連して、私は今のような趣旨で質問します。高野委員の御質疑はそういう御質疑であつたかも知れませんが、私は改めてこういう意味で、この国有財産の貸付を受ける団体、私どもの目で見るといふと、どうもその組織というものがはつきりしてない、少し心もとないようなところがある。この貸付を受けた後の運営等々についても不安な思ひをするようなところがある。そこで当局はそれに対して十分監督をする考えがあるかどうか。私はそういう質問をします。

○政府委員(安田巖君) 私が御質問の趣旨を取違へたかと思つたのでありまして、大変恐縮な次第であります。この財団法人日本遺族会に対して特別な監督をするというところはございまして、けれども、とにかくその国有財産を無償で貸与するという限度におきまして実はこういう強い監督権が出て来たわけでございます。で、非常に理窟を申上げるようで恐縮でございますけれども、法律論から言へば、こういう国有財産を無償で貸与することにによりまして、日本遺族会に対してこういう強い監督権が出て来る、こういうことでございまして、併し日本遺族会が、この国有財産を無償貸与するのに果して適当な団体であるかどうかというふうな御質問の意味でございしますならば、私も実は從來やりました遺族連盟では不十分であると、何ら法人格を持つて

いないところの申合せの団体でございしますので、特にこういう団体に国有財産を貸すわけにいかないというので、全国的な組織で、そして従来のものは解消して新しい団体を作つて頂いたのが日本遺族会でございます。これは一応形式的にはとにかく全国的な団体であり、又そういう意味の日本における唯一の団体だ、こういうふうにお考えまして私もはこういう法案を出したわけでございしますけれども、仰せのように人的構成その他におきましては私どもこの法案が通りました晩におきましては、十分考慮して参りたい、こういうふうにお考えしております。

○高野一夫君 今の質問に関連して……

○山下義信君 まだ私の質問があるのです。

私はそれではこういうことを伺つておきましよう。この日本遺族会に対する当局の監督関係の規定は、他に、国有財産の無償貸付を受けておる他に公益法人のようないふものがあるかないか私は知らないが、仮りにありとすると、その団体に対する監督規定と同様になつておるかどうかということ……

○政府委員(安田巖君) 只今大蔵省の国有財産第二課長に伺つたところによりますと、ほかにこういう例はございせんやうでございします。で、これが初めてのようでございします。

○山下義信君 それでは一般的な一般論としては重要な国有財産を、大事な国有財産を貸すのだから、公益法人に對してはこれは当り前だといふような、又これが初めてでございしますので一般論ではなくして、やはり具体的に

この種の貸付を受ける団体に対して初めてこういう監督規定を作つたんですからその必要があると、やはりこの団体に對してこういう、これだけの監督を強化する、して置かなければならぬ必要がある、こういうふうにお考えして、それでよろしいのですか。

○政府委員(安田巖君) 大変何度も申上げて恐縮でございますけれども、日本遺族会が特別な監督をしなければならぬ団体であるからといつて、こういう監督規定を設けたのではなくして、そういうふうな国有財産を無償で貸す特別な利益を与えるという限度におきまして、日本遺族会に対してそういう監督規定が必要になつて来た。更に大きく言ひますといふと憲法八十九條の關係もあると思つたのでありますけれども、そういう意味でこの監督規定が生れた、こういうふうにお解願いたいでございします。無償でありますのはこれが先ず最初でございしますけれども、例えば昨年でございしましたか一昨年でございしましたか出ました国有財産特別措置法でございしますか、ああいうものも学校法人なり社会福祉法人に對しましては半額にする。賃賃料なり或いは譲渡に對しまして半額でいい、というふうな規定がございしますし、或いは十年でも差支えないというふうな規定がございします。で、こういうこともやはり一つの利益を与えるわけでございします。で、そういう場合にも特殊な監督規定がある。そういうことも参考になるかと思つております。

○山下義信君 私は具体的に伺つて、局長は抽象的に一般原則的なお答えなんです。それでまあいい、水掛論です

○政府委員(安田巖君) たびたびお言葉を返すようで失礼でございますけれども、こういう法律を作ります場合、大蔵省とも或いは法制局等にも相談いたしまして、この法律案ができたわけでございますが、私は恐らく今後国の普通財産がこういうふうにならぬに無償で貸付られるという例があるかどうかかわかりませんけれども、今後あるとすれば、やはり私は最低この程度の監督規定というものは当然つくのじやないか、こういうふうには実は考えております。この点につきましては大蔵省のかたも見

は異議の言いがたいのだ。訴訟にも何にもならんのだ。それはそれで以て惜りという権利は消滅しているのだ、あとくされないのだという、それはそうでありましょう。法理論から言えはそうでありましょう。ところが実際に貸付を受けてこの種の事業を営んでいるものに對して、今日限り国有財産の貸付をやめた、停止した、取上げるといつた時分に、その諸々の事業を經營しているために投じたる資本とどうか事業そのものというか、その貸付を中止されることによつて相手方が

うことにいたしますが、もう一つ高野委員が質問されたことで私も確かめておかなければならんことは、この日本遺族会の在り方について御質疑があつたならば、法律が制定した後にはこの団体に対して十分強力な指導をするのだと、局長今答弁されましたが、それはどういう意味ですか。この法律が制定した後にはこの遺族会について強力な指導をするというのはどういう意味ですか。

(政府委員(安田巖君)) この法律がこゝで以て制定されまして公布いたされた

なたから言えば、従来の遺族更生連盟というようなのは違つて、これは正に規に成立をした団体であります、こういうことをおつしやつたのです。そしてこれに対しては何も指導したり協力したりしなくても、もうすでにその団体ができていたのだとおつしやつた。

今後これを遺族会の編成や組織等については強力な指導をするとおつしやつたのを見ると、まだ現在の日本遺族会組織などは不十分ながらも受取られる。この貸付を受けようとする日本遺族会という団体はそれなうずいぶん

実際の会員というのがこの入会に所属しておるものかそこでこの入会の勸誘を受け入会の申込みをし、初めてそういうものが何人集まつてそうして評議員というものを選任したとか、この種の団体が正規に発足するまでの本当の組織の内容を私は聞きたい。私はそういうような法令によるところのはずしやない云々というのじゃなくして、この日本遺族会が組織されましたので、道程において果して全国の

りますこと以外に無償貸付の条項が若干ございしますが、この特別措置法のほうには公共団体以外の者に対して減額貸付或いは減額して譲与するというような規定はいつております。これは国有財産特別措置法の第三条にございしますが、この減額貸付ということができるものは三つだけに限つております。学校教育法に基く学校、それから社会福祉法人、それから最後に日本赤十字社と、この三つだけに現在のところ限つております。それでそのほかいろいろな河川法とか或いは道路法、港湾法、下水道法というような特別な法律がございまして、これにはそれぞれ、地方公共団体というようにものに対して無償で使用する、或いは無償で貸付けるというような法律は、若干ございします。それから特別都市建設法というものに無償で譲与するというような制度がございまして、これは地方公共団体に対して認められておりますが、ただ特別都市建設法のうちには国有財産特別措置法と同じような学校法人というものの対して無償で譲与するということができない法律がございします。それで只今の御質問の最後の点の方針でございしますが、我々としたしましては只今無償で貸付けるとか或いは無償で譲与するとか、国有財産を無償で、そういう形で処分するというようなものの対象になるものとしては、公共団体を原則としてふうに考えております。これは減額して貸付ける場合と或いは減額して譲与する場合というものもそういうふうな考慮にございします。ただ法律に特別の定めのあるものはこれはできる。それでこの特別の定めというのは割合に限定されておる。只今申し上げましたよ

うに無償で貸付という私の法人或いは私人というものは、昔の法律には、戦争前の法律には特殊なものが若干あつたかと思ひますが、現在の法律としては減額して譲与する貸付ける或いは減額して譲与する貸付けるものが特別措置法というものに三つだけ限定されて認められておるという制度に相成つております。

○山下義信君 私もうさうだろうと思ふ。従来我々が特別都市法等いろいろ今大蔵省の指摘されたそういう法律を作るときも、国有財産について法律でいろいろまあおの希望するところを入れようとする、なか／＼大蔵省がやかましくてむずかしい。現在国有財産の運用についても、旧軍港都市の転換法にしても、平和都市法にしても、その他の特別都市法についても、国有財産の問題についてはあなたのはうではなか／＼厳格なんです。私はそれが当然だと思ふ。これは国民の財産だから、一部の者が勝手気儘にそれが利用されてはならぬわけでありまして、公共団体のそういう都市が国有財産に対して政府に御希望してもなかなかやまじい。でありますから、今御説明のように、いわんや私人が国有財産を利用するといふ場合はもう厳格として原則を守られるのが当然と私も思ふ。最近我々に配付せられた国

有財産の現状についての御報告を見ても、無償貸付の事例は関係各省或いは官庁等以外にはない。先ほどの質疑のときにもありましたようにない。而も法務省であるとかその他の各省が使つておる国有財産ですらも、無償貸付関係の国有財産ですらも、今挙げられた

ようなその使用範囲というものが限定されておる。それで今回のこのような事例は從來ない。私はこの貸付を受けようとする日本遺族会の団体というものを問題にする前に、先ずこの種の私人に国有財産を無償貸付をする一つの事例をこの法律が開く。法律を作つてしまへば法律によるんだという関係者の弁明はできる。今法律を作る前に、これを論議せなければならぬ。これを聞いて見なけりやならぬ。こういう事業目的でこういう貸付団体を大蔵省はこれを認めるか認めんか、言い換へればもう契約の内容も話が進んでおる。私はあとでそれを聞きますが、どういふ契約をするかということも聞かうと思ひますが、先ず原則としてどういふ理由でこの貸付を大蔵省は今認めたのであるかどうかということをお私はその理由を承わりたい。原則にない。今御説明のように原則にない。原則にないのにこういうような今法律をこれから制定して、法律を制定する前には先ず大蔵省が、よろしい、法律ができれば貸してあげよう、というその内諾を得ているからこの法案に出て来るのです。若し大蔵省が貸さんとする考えならば、この法案が出づるゆゑんがない。大蔵省がこの種の無償貸付をするんだということを、今度初めて新例を開こうとする考えはどういう考えから出ているのかということをお私に聞いておきたい。

○説明員(牧野誠一君) 先ほど申し上げました点の中で減額して貸付ける、これは五割減額でございします。この法人が先ほど申し上げましたように、学校法人、それから日本赤十字社社会福祉法人というものがあつてござい

ます。その法律ができれば成立いたしました。すなはち、この日本赤十字社のほかに、まう一つ単独の法人として、単独の立法でこの遺族会が五割減額ではなしに、無償で貸付を受けるという団体として生れるわけでございします。一つ法律が生れるわけでございします。この法律が生れた場合、我々のほうという法律が生まれましたと貸付ができるといふことに相成つております。これは貸付を義務づけられたといふふうには必ずしも解釈したしておりません。それでこの法律が通過いたしました段階になりますれば、我々のほうもい／＼法人の内容或いは契約の具休案等について今までも厚生省といろいろ御連絡いたしておりましたが、更に具体的に緊密な条件を付して、而も厳格に考えまして、この法人が無償で国有財産を貸付けるにふさわしいといふふうには判断されましたときに貸付けたいといふふうな考えております。

○山下義信君 これは非常に今大蔵省は、牧野課長は重大な答弁をされた。我々も又この法案をもう少し見なければならぬ。我々が、この法律ができたならば政府は無償貸付をしなければならぬ義務が発生するが貸付できないか。今大蔵省の見解では貸付ができるというだけであつて、貸付けるか貸付けないかは大蔵省のこれからの考えだ。諸条件を見て、法律の内容を見て、これからだといふこと。誠に筋の通つた御答弁、誠にしかくあるべきだと思ふ。

併しながら先刻来からの質疑を見ると、大体あなたのほうは御承諾になつて、さうしてその契約諸条件等についても大体話がついておるといふか、済んでおるように見えるの

です。それで私はこの形式的な議論を先ほど局長と私の間に一、二、日本遺族会の在り方について形式的な質疑をした。そういう形式的な質疑でなしに、こゝして傍聴禁止をしてまでもやるゆゑんは、卒直に実際の審議をしたと思つてお尋ねしておる。それであなたの方針で、もうこれを貸付けるというこの内諾をし、これを承認するといふ方針でいるとするならば、今私が言うように、どういふわけでこういう無償貸付の新例を開くかということをお尋ねしておる。それでそれがあなたの方針では、法律ができたならば、今言つたような法律によつては、例えば学校法人、或いは社会福祉法、日本赤十字社法と並んで、この法律が日本遺族会といふものがそこへ加わつて来るのだ。これじや／＼廻りの議論になつて来て、私が伺うのは、大蔵省はこれをどういふふうな貸付をする方針をきめたのかどうか。若しこの種の貸付を大蔵省が認めるということになれば、それはどういふ方針でそうなつて来たのかといふことを聞きたい。又それならばもう一つ質疑を進めて、今こ

こへ来ておるこの法案で、これは大蔵省のほうは見えておるが、あなたの方針は、この今出ている現在のこの法案によつて、この法律によつて、大蔵省は立派に無償貸付をしてよろしいのだ。この法律の内容ならば、この法律ならば無償貸付をしてよいのだ、こゝろを考へておられるかどうか。

○説明員(牧野誠一君) お答えいたします。この遺族会が、この法律案自体これは大蔵省といたしましては拝見いたしております。それからこの遺族会の内容等について、貸付けるつもりが

あるかどうかという点については、我々のほうにいたしましては、具体的に遺族会とは直接には話し合いを何もいたしておりません。それでどういふような場合にはどういふふうに措置すべきかということとは、これは先ほど申し上げましたような五割減額して貸付けるといふような法律がございしますが、こういうようなものに該当する学校とか、赤十字社とか、或いは社会福祉法人というようなもの、これも同じく十割引くわけではございせんが、五割引きますので、これについても厳密な態度で臨まなければならないということとで、今までやつております。いろいろな契約の方式その他先例がございしますので、この先例に基きまして、こういうような場合には、この法律案が仮りに通つた場合には、こういう契約書の内容でいかなければならぬのじやないかということ、我々は今契約の内容等については厚生省とも御相談を申上げて、前例にいろいろ徴しまして、内容を検討いたしております。

○山下義信君 今特別措置法の第三条

でありますか、それによりましての減額貸付も非常に限定せられておりました、学校教育或いは社会福祉事業法或いは日本赤十字社法との三つに限られておるといふことなんです。それで当面我々が審議しております日本遺族会はいずれの範疇にも属してない、而もこの種の日本赤十字社法というやうな、或いは学校法人でありまして、今大蔵省の説明せられるように半額だ、無償じゃない。然るにこれは無償なんです。そうして而も今列挙せられまますような特殊な法人とは違つて、あれはまた特殊な法人、まあ私と云えば私でありますけれども、天下に通有しておるところの何人が見ても一点疑念のない立派な公益法人、既存の公益法人、厳密な意味の手續をとるところの学校法人その他なんだ。然るに今回のそれはそれといふゆる社会通念、政府がよく使う社会通念から言つても違つたのです。それに今度は無償貸付をしようとする。それで今大蔵省の説明を聞くと、私はこの法案を見てこの対象ならば無償貸付をしていいと判断する。かしないか、若し判断するならばどういふわけでそういう判断をしたか、又どういふわけでそういう判断をしたか、という方針に大蔵省がきめたかというのを聞くのです。若しその方針をきめられたならば全国悉くこれに依つて何百何千と大蔵省に向つてこの種の団体が、この種の事業目的を持つて、これに類似したものを以て要請したならば、大蔵省は何とこれに依つて行くでしょう。このものには許可し、これより以上の意義あるものには不許可にしたらば、一つの利権問題と言われても恐らく弁解の辭がない、事務当局はさ

ようなことはなさるわけはない、厳密なる法の執行をなさるのでありますから我々は事務当局を信頼する、それで伺うのです。それでこの法律を見てこの対象者ならば国有財産を無償貸付していいかどうかとお考えになるかと、この法人を御覧になつたかとお聞き、ならば法案を見たとおしやる。それでこれによつて貸付していい団体と、相手方と見られるかとお尋ねしたらば、これは中身をよく聞いて見なさい、ならんとおしやる。それで我々もこの法律のこの条文によつてこの団体が国の国有財産の無償貸付団体であるかどうかということはやはり判断に苦しみと言わなければならぬのです。私が伺うのはこの法律を御覧下さつて、この法案を御覧下さつてあなたが判断できるかどうかということ、伺うのであります。この法律では御判断ができませんか。

○説明員(牧野誠一君) お答えいたします。この法律案自体では、この法人の性格というものは法律案だけではよくと判断は困難だと存じます。ただこの法案を提案いたします以前に厚生省からいろいろお話を伺ひまして、この法人の公益的性格というものをいろいろ伺ひまして、この法律案に謳われているこの法人はさうな資格があるというふうな我々のほうで判断いたしました次第でございます。

○山下義信君 それでは大蔵省では貸付をしようというお考えのようですね、今の御答弁を聞きますと。先刻の御答弁と食い違ひがある。先刻の御答弁はまだこの内容について十分厚生省に聞いてみなければ、貸付ができるというだけのことであつて、何も国が貸付をしなくちやならんという義務付けられていないのだから、これから大蔵省としてはよく内容を吟味して考えるのだ、こういうことでありまして、が、今の御答弁によりますと、大蔵省のこの法律を見てこの対象者には貸付をしていいものだと考えていると、こういうことであります。先刻の御答弁と違ひますようですが、どちらが本当でしょうか。

○説明員(牧野誠一君) これは法人が具体的に實際に何をやるかということ、或いは何をやるかというやつた際にどういふふうな動くかというやうなことに依つては、この法律に謳われている法人が本当に厳密に資格があつてこれは貸してもいいかということ、現実には貸します際の判断というものはこれはまだ具体的に貸すとは方針がきまつておるといふことでも何でもございせん。それは「貸し付け」ことができる」とこの法律案として書いてございしますが、これで我々も具体的に義務付けられておるとか、或いは先方が無償で貸付けを受ける権利があるというふうには解釈しておらない次第でございます。ただ先ほど申し上げましたのは、厚生省或いは法務省等とも御相談いたしました、いろいろ御説明を伺つた結果、この法案を提案する際にここに謳われておりますこの遺族会というものは大体においていいんじゃないだろうかということでございます。そのほかの特別措置法に謳われている学校とか或いは社会福祉法人等という学校とか、これはここに本當に貸すという場合、契約をするという場合、この場合には法律にはできるといふことに相成つておりますのでござい

第でございます。

○山下義信君 これは先ほどの特別措置法関係の社会福祉事業法というもののその関係については大蔵省はどう考へられますか。それとは別個のものと考えられますか。

○説明員(牧野誠一君) この社会福祉法人とは別個なものと考えております。

○山下義信君 団体の事業については、法人格については別でありますが、事業についてはどう考えられますか。

○説明員(牧野誠一君) 事業と申しますと……

○山下義信君 事業内容ですね、この日本遺族会がする……、これはあなたに伺うのは、そういうことまで御研究下さったかどうかということとは少し無理かも知れませんが、私が伺いますのは、こういう種目はあなたのほうでは社会福祉事業と認められますか。それとは別個に、別の事業だとお考えになりますか。この法案の二条の遺族会が軍人会館を使つてしようとする事業種目は……

○説明員(牧野誠一君) これは私もちよつと社会福祉法人関係の仕事につきましても必らずしも十分な研究を専門的でもございせんし、ちよつとお答えするのはどうかと存じますが、社会福祉事業法に定められております事業というものは、これは私も素人考えでございしますが、違ふのじやないかというふうに考えております。

○山下義信君 社会福祉事業関係でも当然国有財産の取扱ひを受くべきものですらもなか／＼容易に受けられないのに、社会福祉事業でないようなこの

種のものに、これは社会福祉事業の範疇に入るものという、法がもうすでにこれに對して国有財産の取扱ひをしていいという原則の確立しているその範疇以外のこの種ものを新たにいわゆる割引措置ということ以上の無償貸付というふうな破格の利用をさせようということについては、こういう事業をどう考へるか。公益性、公益性と言へばこれはもう一般的な言葉でありますから、非常に汎濫としたことなんでしょう。これは一体どういう事業と考へるかというのを伺つたのであります。

が、大蔵省のほうにこれについて伺うのは少し無理かと思ひますから控えますが、遺族の關係者のその数が広いことは事実です。数が多いいことも事実です。併しその数が八千五百万全体というなら、これは数の理論も成立つてゐます。けれども数が多いいと言つてみたところで八千五百万の中で行けば一部分ですね。遺族の数がどのくらいあるかわかりませんが、五百万にしても或いは七百万にいたしましても、八千五百万の中では一部分ですね。この数が多いいから公益性があるとは言へないでしょう。公益性というのはその仕事の質の問題であつて、数の問題、量の問題じや私はないと思う、適用の關係の範囲が広いから……、それも公益性の一つの要件ではありましよう。併しなから仕事の質を言わなければならぬのであります。私は遺族の数が多いいということは違ひはないと思う。併し國民の一部分であるということも事実です。

私は議論はいたしません、大蔵省は例へば学校給食について或いは國費を出すことについても、学校給食というものが全部の學童に行なわれていると

いうなら租税を出すのは至当だけれども、学校給食が一部しか行われていないということについては、國費を以てそれを負担して行くには難色を示すという大蔵省の原則、これは言うまでもなく私は国有財産が非常に強い公共性がある、公益性があるということについての特別措置は、今おつしやつたやうに原則として、私は言うまでもなくこの遺族に限つて国有財産の特別な利用をさせるということ、比較的数が多いいということだけでは納得がでない、いわゆる私はこれをすぐ生半端な憲法論に結びつけようとは思ひません。

が、これは遺族という國民の中の一つの階層に對する特別扱いではないでしようか、どう考へられますか、これを一般の國民にも或いは無料、低額の宿泊所を利用させる事業とか、すべての國民にあらゆる生活必需品を免費で販売する事業、或いは就職、結婚媒介旋というやうなものを、すべての國民にこれを利用させるといふなら聞えるけれども、社会福祉事業はすべての必要なる階層に對して何人も拒まず、一切の國民に對してその社会福祉の仕事をするなら認める、対象者は全國民を對象とする、これは全國民の中の一部の、遺族のみの福祉のサービスを考えておる、特別の階層に對して、これは私は俗にいう特別扱い、俗にいう差別待遇をするのではないかと考へるので、大蔵省はこの点どう考へますか。

○説明員(牧野誠一君) この社会福祉事業というものと、遺族会の事業というものは、私もこれは素人考えでございしますが、違ふというふうに考へます。社会福祉事業は御指摘のありま

したやうな、資格のあるものは、全國民何人といへども拒むことができないということ、全國民が少くとも潜在性がある、これは適用を受ける。これについては遺族だけであるという点、これは事実であると思ひます。

○山下義信君 それで、その社会福祉事業の對象でもない、國民の一部分の遺族ですね、これに對して特別な便宜を図る理由はどういうふうな大蔵省は考へておるのですか、憲法の十四条には平等を原則に掲げておる、國民の一部分のために奉仕してはならない、特別の扱いをしてはならない、法の下にすべて平等でなければならぬという原則は、いつも我々は耳にしておるところである。その意味で、そこで特別の一部の國民のみに利用させるといふことは、国有財産を貸付けるといふことは、大蔵省はどう考へるか、而もあなたはこの国有財産の財産法によれば、無償貸付をしたりすることもできその対象は、社会福祉事業に關係あつてもなくても、生活困窮者について利用を認めるのが、あなたはこの原則です。それを生活困窮者ではないのです、生活困窮者というものは、この法律の中に一つもない、遺族の中の富豪者でも、生活困窮者でも遺族という名がつけばすべて利用させる、生活困窮者のみに利用させるといふあなたの原則を破つて、この種の範疇外の一部の人に無償貸付をするという理由を私は聞いておるのです。大蔵省はどういう理由で納得したか、上のほうがこういうふうな許可してやつてくれというので、大蔵省側が止むを得ずそれに従つたのか、それならば私はもう質問をやめるのです。何かそこに理論的

な、そういうことについての遺族がはつきりした一定の方針を持つて、これを扱われたということならば、その方針が承わりたい、それを言つておるのです。

○説明員(牧野誠一君) 只今の社会福祉事業でないというところは、これは厚生省が仮りにこれを社会福祉法人と認められれば、この法律の枠の中に入れないかと思ひますが、これは入つてはいないところからみましても言へるのではないかとこのうに存じます。それでこれは遺族というのには非常に数が多い。その遺族に對して何かしら遺族対策というやうなものが考へられた結果、これは公益性が、その面では可成り強いということ考へられた立法ではないかというふうに承知しております。

○山下義信君 私が承わりたいという質問に對して、御答へは私は納得いたしがたいのでありますが、繰返しましても同じことでありまから、要するに大蔵當局ははつきり方針を示さないということだけは事実なんです。国有財産無償貸付を新たな対象者、新たな事業種目にこれを認めようとする大蔵省の方針そのものについての理由というものは、これはお示しにならない。ただ遺族の数が多いいから、その遺族に對して何とかせにやならんだろうと思うから、それで貸付もいだらうということ、遺族に何とかせにやならんという理由はどういうわけか。國民の一部分の遺族に對して、限られたその人たちに對して、それが社会福祉的な性格を持つていない、遺族の中の生活困窮者にこいういふ福祉を与えたいというのでもなければ、ただ遺族という

契約でなると思います。隨意契約がで
きるという規定はございませんので、
一般にはやつておりませんが、ただ贈
争直後、贈争終了直後行いました財産
税。あの關係で国のものになりました
財産というものについては、これは財
産税という制度の特殊な性格から見
して、これは元の所有者に隨意契約で
売るということで、元の所有者から希
望があれば払下げるということはやつ
ておつたかと存じます。それから本件
についての元の所有者との關係でござ
います。これは土地は靖國神社とい
うことで、元の所有者は靖國神社とい

うことになっておりますが、これは村
寺境内地の関係で審査会がございまし
て、かねてから審査を続けておりま
す。それでこの軍人会館というもの
あります土地については、これは靖国
神社に渡すのは適當ではないという審
査会の結論で、そういう結論を下しま
して、それからあと靖国神社から訴願
が出されまして、その後審査会にその
訴願の内容をいろ／＼かけて相談して
おります。審査会の結論としてはその

訴願は却下しておくほうがよろしいといふような

〔委員長退席、理事常岡一郎君着席〕

結論に相成つておりますので、土地についての元の所有者との關係は、これは大藏省としましては一応靖国神社に渡す必要はないといふふうに考えております。

○山下義信君　大藏省への私の質問は終ります。

○有馬英二君　只今、前の所有者といふことを前質問者からお話がありましたから伺うのですが、元の軍人会館と

称する建物は旧軍人の団体と申します
るが、彼らのまあ零細といふかどうか
わからんが、給料の一部分を割いて貯
金をして、そうしてそれにほかの団体
からの寄附等を求めて、そうして作つ
たというふうな関係があつて、只今の
ところ軍人の、これは御承知のように
軍人はみんな追放になつたものですか
らして、旧軍人が只今は全国的の団体
を組織するに至つておりませんけれ
ども、だんだん聞いて見るところによ
ると全国的の会を今作りつつある。そ
うしてその旧軍人の団体がこの会館を元
の軍人であつたところの人たちの作つ
てゐる団体に返してもいいといふとい
ふようなことを、寄り／＼相談してい
るらしい。但し全国的の会がまだ組織さ
れないためにその主張が入れられると
ころに至らんと、そういうようなこと
で私のところへも東京都在郷軍人会と
いうような名前、旧軍人会館の措置
に關する意見要旨というふうなもの
を、これは皆さんの手許にもきつと行
つてゐるに違ひないと思つたのであり
ますが、彼らの意思のあるところを
表してゐるらしいのでありますが、そ
れに對する政府の御意見はどうい
うので

におきましてはそれがただ旧来の持主
が旧軍人であつたからといふことだけ
で返すといふことは如何であらうか
と、同時に又それを国有財産を返すの
でありましたら、もう少し筋の通つた
公益性といふか、社会性といふものが
目的として掲げられなければむずかし
いのではないかとこのうふうに考へてお
ります。

○有馬英二君 これは恐らく厚生省へ
もこの軍人の人たちの陳情が行つてお
ると思つたのでありますが、それに対
する今お考えを伺つたのですが、何か協
議会といふような、或いは政府の意見
だけでなしに、協議会といふようなこと
でもして多くの人の意見をお聞きにな
つて、そういうことにおきまになつた
のでしようか、どうですか、その点。

○政府委員(安田巖君) 旧軍人の団体
にこの財産を返すかどうかといふこと
につきましては、別に今お話のよう
な多くのかたの意見をお聞きしたわけ
はございません。

○有馬英二君 私はこの法案が出され
たといふことについてどういふよう
な噂を聞いておるのです。大蔵省はか
ね

てこの建物をはかに処分をしてしま
う、言い換えてみますといふと売却
をするといふような意思があつたので
あるかどうか、そういうふうなときに
急遽これを今財団法人遺族会といふ
ものにして、そうして財団法人遺族会
にこれを無償貸与するといふような手
続をとるに至つたのであるといふやう
なことを聞いたのですが、果して事實
であるかどうか。若し事實であるとす
ればどういふようなこととて、どうい
うなことになるかといふことを伺い
たい。

○説明員(牧野誠一君) 只今大蔵省が
この財産を早急に処分するやうな、売
却するといふやうな予定があつたのじ
やないかといふお尋ねがございました
が、この建物自体が法務省の所管で
ございまして、土地が大蔵省の所管で
ございまして、建物の点については法務
省からお答え願うのがいいかと存じま
す。土地につきましては早急に処分す
るといふやうな計画といふものはござ
いせん。

○山下義信君 次の機会に法務省の解
散団体の財産に關する処分の責任者に
一つ出席を要求いたします。

○委員(安田巖君) 承知しまし
た。ちよつと速記をとめて。

○山下義信君 どういう点を改めよう
といふお考えでしようか。

○政府委員(安田巖君) お話のように
現在問題になつておりますところの建
物の旧軍人会館といふのは、昔の財団
法人軍人会館の所有であつたわけであ
ります。ところが御存じのように財団
法人軍人会館が解散団体に指定されま
して、それによりましてあの財産が政府
に接収されたわけでございます。そう
いふわけで解散そのものが間違ひであ
つたかどうかといふことが議論があれ
ば別でございますけれども現在の状況

○有馬英二君 私はこの法案が出され
たといふことについてどういふよう
な噂を聞いておるのです。大蔵省はか
ね

○政府委員(安田巖君) この話は、実
はまあ軍人会館が現在極東軍が使つて

○委員(安田巖君) 速記を始めて

○山下義信君 私はこの法案を出し
になるときの考えは、日本遺族会に
無償で貸そうと、こういうわけで日本
遺族会を適當と考えられてその対象と
しておいでになるのですが、元來財団
法人日本遺族会といふものは、この国
有財産の無償貸付を受けるために、そ
れのみとはいへませんが、私は率直に伺
います、しば／＼局長の御答弁にあり
ましたように、從來の遺族更生連盟と
いふのでは、これは、まあ一応立派な

○政府委員(安田巖君) 速記をとめて

○委員(安田巖君) 速記をとめて

○有馬英二君 厚生省に伺うのですが
厚生省ではこの法人を急遽組織せられ
たといふような事実がありますか、ど
うですか。

○委員(安田巖君) 速記を始めて

○山下義信君 次は局長に伺うのです
が、配付して頂きました資料によりま
して、日本遺族会の寄附行為を見ます
と、少しこの寄附行為が不十分ではな

団体でありますけれども、何と申しま
すか、ばら／＼の団体でと、こういう
表現をお使いになつたのですが、適当
でない、そこで財団法人日本遺族会と
いうものに切換えられたと言います
か、この団体が適当であると認める
と、こういう御趣旨の御答弁もあつた
のであります。率直に言ひましてこの
日本遺族会というものは法律の対象者
になるために立派な団体として生れ変つ
たもののように我々は常識的に判断す
る。そうではないのでしょうか。今の
御答弁によりまして、財団法人日本遺
族会というものは、この国有財産の無償
貸付を受ける、そういう目的のなかは
全然考えないでこういう団体を作つた
のだ、この法律ができたならばそれに
副うように寄附行為等を変更するの
だ、言い換へれば日本遺族会の目的を
変えて行くのだ、こういう御答弁なの
か、その点は如何でしょうか。我々は
常識的には国有財産の無償貸付を受け
て、そして所期の目的の事業を営む
ために生れたものが財団法人日本遺族
会であると考えられておるのでありま
すが、そうではないのでありましょ
うか。

○政府委員(安田巖君) 日本遺族会の
定款の寄附行為の中にはまだ旧軍人会
館を譲り受けて、それを利用するとい
うことは、これは書けないことだと思
います。そこでそういうことは当然予
想しておるのじやないかというお話だ
と思うのでありますが、この法律の趣
旨はいろいろ戦後遺族のかたがたが国
家から何ら援助の手が差延べられな
く、御苦労なさつておつた。漸く講和、
独立をいたしまして援助の手が差延べ
られましたが、まだ十分でない、そ
こで遺族の福祉を増進する一つ
の措置として遺族のかた／＼にこうい
うものを利用して頂いて福祉の増進を
図りたい、ということであつたわけで
あります。そのときに遺族更生連盟と
いうのが従来からそういうふうな団体
でありましたけれども、併しその団体
は今朝ほど申し上げましたように法
人格もなくて、ただ申合せてお集りにな
つた、まあいわばそういう意味では
しつかりしない団体でございます。そ
こで若し今度法律を作りまして、ど
この誰にどういふ団体をやるといふこと
になりまして、それはやはりは
つきりした公益法人であつて、人格が
しつかりしたものでなければならん
と、こういう意味で新しくこの日本
遺族会というものが生れたわけでござ
います。それにつきましては、やはり
全国的にこれが一つの団体だという趣
旨で各府県におきます支部は、この新
しい団体の支部になるということで
こういうふうな団体ができたのであり
ます。そこで御質問の骨子に触れるわ
けでありますけれども、勿論こういう
ことを予想しております。予想してお
りますけれども、論理的に申します
と、遺族会というものが先にあつて、そ
うしてそれに対して國が国有財産
を無償で貸付けると、こういうこと
でございますので、仕事の幅から申しま
すという、この遺族の団体は財産貸
付をされるということによつて行ふ事
業というものは非常に重要な部分を占
めますけれども、そのみではない、
こういうことが言われようかと思つて
おります。

○山下義信君 一応そういうことも御
尤もな考え方だと思つたのです。併し私
の言うように本當にすつきりした筋の
通つた考え方を言へば、私は自分の意
見は差控えますが、一応日本遺族会と
いうものはそのみを目的としなかつた
言ひましても、あれだけの大きな仕事
なんです。その国有財産の無償貸付を
受けて、あれだけの仕事をしよう、そ
れを目的とする、あなたのおつしやつ
たような、当局の期待されるような十
分公益性が満ち満ちておるところのこ
の法人団体をその目的のために組織し
たしまして、そしてその相手方のこ
の種の財団法人の内容をしつかり確認
をされまして、このものに託したなら
ばもう立派に事業の遂行ができるこの
団体の組織、即ち会員でありますと
か、その他役員の選任でありますと
か、元來組織が全く全遺族に納得の上
で作られた団体であるということを確認
せられまして、そして本法の対象
として、一応国会に御提案になる、國
会がそれに十分審議の対象になるだけ
の団体の組織を一応検討せられて、若
し不幸にしてそのことが成立しなかつ
たらば当初の目的が容れられないの
でありますから、その団体は当然解
散してよろしい、解散すべきなんだ、
それが他意なき本當の真面目な姿だと
私は思うのです。それでありますから、
この目的のために、この貸付を受
けるために立派な団体が先に生れて、
こういう団体がございまして、無償貸
付が頂けませんか、御信用が願えませ
んかと質してみるのが当り前ではない
か。然るに今の御説明によりますと、
それは寄附行為が合致してないし、
その他のことに若し問題があつたらと
いう用心のことにためにこの日本遺族
会としては必ずしも無償貸付を受ける

こののみが目的で生れたのではない。
ほかの仕事もする。ついでにこの無償
貸付の対象に一応したので、幸いにこ
の法律が通つたならば、それに必要な
定款の改正もするのだ、午前中のお答
弁によりまして、従つて必要な
監督の強化、組織の再検討、指導も
やるのだということになりますと、言
ひ換へるといふことになりまして、言
ひ換へるといふこと、この無償貸付を受
けるのに適当な団体であるか、又それ
だけ内容等もしつかりしてきた経路を
持つて生まれて来たかどうかというこ
との検討をしなければならぬというこ
とになつて来る。言い換へたならば、
貸付を受けたならば、しつかりした団
体に仕立直しをします、補正をしま
す。寄附行為も改めます。こういうこ
とは非常に私どもでは何と言ひます
か、用心深い御答弁のようであつて、
一応それ御尤ものようであつて、こ
の無償貸付のために生まれた団体でな
い、そういうことにつきましては一応
の何と申しますか、用心をされての御
答弁のようであります。それでは今
日この法案を審議するに當りまして
は、この日本遺族会の組織というもの
が、この団体が果して適當であるかど
うかということはどうすれば我々は確
認ができませんようか。

○政府委員(安田巖君) 重ねて御答弁
申し上げますけれども、私も別に特に
用心して答弁しているのではなくて、
實際遺族の団体があつたのでありま
す。これは御承知のように入らう。遺
族の問題について働いておつたことは
御承知の通りなんでしょう。併し
そういう団体に依りてこういうふうな
旧軍人会館というものを國から貸付け
るということにいたしました場合に
は、これはやはり法人格というもの
がしつかりしていなければならぬ。而
もそれが全国における全国的な組織を
持つ唯一の団体であるという点がしつ
かりしなければならぬ。そういう考
えからいたしました、前からこういう
うな団体がありましたし、又それが強
化いたしましたけれども、それはそれ
だけで以て存在の理由のある団体であ
る。それに我々のほうでこういうもの
を貸すのだという考え方でございま
す。陣容その他につきましてはいろいろ
御意見があると思ひますけれども、
我々といひましてはその点について
は十分注意しなければならぬと思ひま
す。今朝申しましたように、若しこの
法律が通るようなことがありまして、
實際に渡されるというふうなことがな
らば、十分私どもは念には念を入れて陣
容を強化し、又監督を厳重にして行
きたい、こういうふうな考えでおりま
す。

○山下義信君 ちよつと社会局長に對
する質疑、今の問題だけ関連して済ま
しておきたいと思つたのですが、この日
本遺族会の成立、即ち寄附行為の政府
が認可したときといひますか、どちら
でもよろしい。登記したとき、どちら
でもよろしいのであります。大体成
立したときはいつなんですか。
○政府委員(安田巖君) ちよつと今資
料の持合せございませぬけれども本年
の三月十日に認可したような記憶がご
ざいます。
○山下義信君 これは先ほども質疑の
ときに有馬委員からの質疑に関連して
でありましたが、これは一応前の国会に
出たのです。そうですね。

○政府委員(安田巖君) さようでござ

います。

○山下義信君 それと全く同じです
か。

○政府委員(安田殿君) 同じでござい
ます。

○山下義信君 そうすると前の国会に
はいつ政府は提案しましたか。

○政府委員(安田殿君) 三月十三日だ
そうです。

○山下義信君 承りました。政府は
この法案を前国会に三月十三日に国会
に提案したという。国会に提案する前
の手続としては言うまでもな
く政府のほうで立案、法制局、閣議
いろいろ手続を経てこの法案を提出さ
れたのでありますから、この法案に政府
が起草に着手せられたということはず
つとその前と言わなければならぬ。
然るに今の御答弁によりますと私は場
足取りするわけじゃない。政府を攻撃
するわけじゃないが、この日本
遺族会の成立は三月十日、つまり言い
換えますとこの法案を提出しようとい
う、立案をしようということを考えら
れた後に日本遺族会が生れておるの
ですね。若し局長の先ほどの御答弁の
ように日本遺族会は無償払下げのこ
の目的として生まれたのじやない
のだということならば、これは政府の
考えの御立案の前にこの種の団体が
つとあるというならば、いわゆる遺族
更生連盟から生れ変わったにしても、
皮したにしても、その前からあるとい
うことならあなたの御答弁も百歩
尤もと聞きますが、政府がこういうこ
事を考えられて然る後に日本遺族会が
生まれた。日本遺族会が生れる前に政
府は日本遺族会ならば貸そうという立
案をしておられる。こういうことにな

るのです。そうすると生れんものを
先に、日本遺族会の誕生もしない前か
ら日本遺族会に貸そうと考えられたと
いうのはどういふわけですか。

○政府委員(安田殿君) 私先ほど答
弁の中にも申し上げたのであります。遺族
のため旧軍人会館を貸そうというこ
とでございまして。そのときに今まで
ございましたのは遺族の団体といたしま
しては遺族更生連盟である。ところが
遺族更生連盟というものは法人格も何
もない団体であります。従いまして若
しそれを貸すならば、これは法人格を
持つたしつかりしたものに貸さなけれ
ばならぬということをおぼしめした
のであります。そういう意味でこう
いう法人格を持つたものにいたしまし
て、而もそれが全国的な組織のもので
あるということにいたしましたわけであ
ります。それに対してこういう法律がで
きるわけでありまして、重ねて申しま
す、そのときにこれは法律の書き方
が、これは遺族会は貸してもらうた
め、これは遺族会が貸してやらうた
め、この二つの表現は通らないのであ
ります。まだ法律は通らないのであ
ります。また同時に又今
までやつておりましたような遺族の仕
事もこの団体が当然行なうわけであり
ます。そこで私が申し上げましたのは、
この団体の存在理由というものが、た
だこの軍人会館を貸すため、借りるた
めだけの団体ではない。確かにこれは
法人格がないじや貸せないから、これ
はしつかりした団体にしなければなら
ぬということに申しましたし、又そう
したわけでありまして。多少私の言葉の
足りない点がありまして承願い
たいと思ひます。

○山下義信君 理窟は局長は頭がいい
のですから、理窟はそういう理窟が立
つのですけれども、実問題としては
私の間にはお答えにならなかつたけ
れども、局長の御答弁の中に自然にお認
めになったことは、この遺族のために
何とか軍人会館を利用させたい、それ
がために遺族更生連盟という団体で
は適當でない、日本遺族会という
な団体が一つ生れることを要望した。
ただ法律ができる前にこの目的のため
に寄附行為を掲げて、先にそれを議
決しておることはどうかと思つて遠慮し
た。法律が成立したならば、寄附行為
その他もそれは當然變えて行くつもり
だ、自然に御答弁の中にいふやうな
たのお話の中でそういうことをおし
やつたわけなんでありまして、私は実
際問題としてはこれは寄附行為は一般
の遺族を扱う問題にしてあるけれど
も、本当は軍人会館の、まあわかり易
く言へば下下、厳密に言へば無償貸
付、これを受けるために生まれた団体
であるということと事実です。厳とし
て明らかなのです。ですから、その
当時の遺族更生連盟から遺族会が生ま
れるためには、つまり財団法人日本遺
族会を誕生させた当時の関係者の意見
を徴してみればよい。又いわゆる日本
遺族会の役員に選任された相当知名な
士のかたの証言をここで求めた
ら、どういふ目的でこの会が生れたと
あなたがこの会の役員に就任したかとい
うことを我々が必要に応じて成規の手続
で証言を求めたら、口を揃えて、恐ら
く軍人会館の払下げを受けるために、
そのために日本遺族会を創立し、役員
に就任したと証言せられるかも知れな

い。私はそう信ずる。そうでないとお
考えになればあなたは念のために後日
のために速記録に御答弁を残して頂い
てもいいが、私はそう思う。それでい
ずれにしても、日本遺族会の寄附行為
或いは組織等について、もう午前中か
ら高野委員の質問にも私の質疑にも繰
返してお述べになりましたように、寄
附行為も變つて来るのだ、これは本来
は私は日本遺族会がこの寄附行為でや
らうとしたのでしよう、事實は。事實
はやろうとしたのでしようけれども、こ
うはなかなか問屋が許さんので、こ
の法律に謳うように無料々々というこ
とを入れなければ、なか／＼国会の通
過、世評も許さんので、法律のほうで
はすべて遺族に対しては無料でどうす
る、無料かどうかというところを言
てある。然るに日本遺族会の寄附行為
には無料ということは一言半句もな
い。これは今局長が、この法律が通つ
たならば日本遺族会の目的も皆それに
副うて變えなければならぬ、当然の
話であります。

〔委員長退席、理事常岡一郎君着
席〕

それは變えらるおつしやつたのですか
ら、私はその点はそれ以上は申し上げま
せんが、それならば私は伺うのです
が、政府から配付せられたこの資
料ですね。旧軍人会館を利用する場合
の事業計画書並びに予算書と書いてあ
る、これは社会局とこういう署名をし
た案が我々に配付せられた。これは社
会局で事業計画を立てるのですか、日
本遺族会が事業計画を立てるのです
か、どちらが立てるのでありますか。
○政府委員(安田殿君) これは貸付を
受けますならば、経営の主体は日本遺

族会でございまして、日本遺族会が
この内容をきめるべきものだと思います
。ただいろいろこの法案を審議を願
います場合に、政府提案でございませ
うので、私も資料を整えた形になつ
ておるわけでありまして。そういうふう
にこれへ差出したわけでありまして。飽
くまでそれは遺族会がやるわけであ
ります。

○山下義信君 政府は大変御親切で、
日本遺族会がその事業計画や予算書
ランを持つておるべきはずであるの
に、政府のほうで大変御親切にこうい
うことまでお手伝いなすつて、これは
御親切で随分肩をお入れになつてい
る証でありまして、政府がこういう事
業計画と予算書を出しになつて、大
体こういうふうによらせようというお
考えでしようか。ただ一片の申訳的な
ものでしようか、こういうふうな事業
内容をやらせようというお考えでし
ようか。

○政府委員(安田殿君) この法案を御
審議を願います上に、これだけの建物
を運営して行くけれども、一体成案が
あるか、うまく行くかどうかというよ
うなことについて考えてみたことがあ
るかというふうな御質問もあるだろう
と思ひまして、一応私どもがこうい
うふうにやれば取支償うのではないかと
いう案をいろいろ専門家に聞きまし
てやつてみたわけでございます。この
通り行きますならば、丁度取支が償つ
ていふ／＼仕事ができるわけござい
ますので、この通りとは行かんと思
いますけれども、成るべくこういう線
に沿つてやらせたい。なお又もつと利
益も得て遺族のために計らえるよう
なことができればいいという考えであ

りまして、ぎり／＼こんなところで何とかやつて行けるのではないかという案をお添え申したわけであります。

○山下義信君 私は本来ならば日本遺族会の当面の責任者にこゝへ来てもらつて、そうしてこの軍人会館を無条件貸付を受けた場合に、その後の経営についての所信も質し、計画も聞くというところがこれは本筋だと思います。私のこの発言は速記録に残る。多教党のかたがどういう議事の進行をなさるか知りませんが、その貸付を受けようとする相手方の意見も聞かず、どういふ者がその相手かたになつておるかも知らずしてこの法案を通すことはできない。政府が代つて事業計画書、予算書というものを果してこの通りやる意思があるかどうかということも日本遺族会の当面責任者に聞いてみなければならぬのであります。或いは私はあとでそういうことをお願いするかも知かりませんが、政府が出したこういう資料は、これはでたためがあつてはいかんのです。一ときのごまかしのためにプリントに刷つて審議のときに我々委員をごまかすためにでたためを出してはいかんのです。若し日本遺族会が貸付を受けたらこの事業計画のように、この予算書のようにやらせるという厚生省の社会局の確たるこれが、何と云うか、監督方針と言ふか、指導方針と言ふか、私はそういうものじやと思ふ。でたためなものじやいかん、私はそう思う。私は伺いますが、この事業計画書の中にはこの法律に謳つてあるような事業計画がないが、どういふわけですか。言い換へたならば、遠廻しのことばによしました。この事業計画書の中にはこの法律に謳つてあるところの肝

腎要の目的ですよ、この国有財産を無償貸付しようと言つて從來にないところの異例の措置までもとらうとするようなその目的には、遺族を無料で泊める、遺族に無料で集会所、食堂、理容所、洗たく所を利用させようというわけですね、そういうような無料の計画がここには一つもないのですが、どうしたわけですか。無料で泊めるという事業には一文も経費が要らないのですが、無料で宿泊させるには一文も経費は要らん。無料で集会所や食堂や理容所、洗たく所を利用させる、無料でやらせる。無料でその事業を営むところの計画がこの計画書にないのはこれはどうしたわけですか。これは有料の計画書ですよ。その料金が高いか安いかわらんが、それは低廉でしょう。これは宿泊にも宿泊費を取る、食費も一日何人にどういう料理を食べさせるかというこゝまで計算して、全部有料でやるのだから、全部が有料じゃないか。無料の計画がないのはどういうわけか。若し無料の計画がないならば、一体無料で宿泊させるのか。どのくらいに遺族に無料で宿泊させようという計画ですか。無料でどれだけ利用させるという、そういう計画が私はこの事業計画書にはないと思いますが、それはどういうわけでこの計画書の中に入れておいてになりませんか。

○政府委員（安田巖君） 先ほどこの案を社会局が出すのが穩当でないというようなお話もあつたのでございますが、実はこれは当初付けておりませんが、これは当初付けておりませんのでございます。衆議院でいろいろ問題がございまして、一体これだけの建物を運用して行つてうまくやれるという計画があるかどうか、こういうこと

でございます。私は勿論こういうことは前から持つておつたのでございますが、今山下委員のお話のようにいろいろ内容に亘つて御意見もあるかと思ひまして、それを承わつてから出すのが順当かと思つておりましたが、そういうお話がありましたから、参議院のほうには当初からこれを付けて出したようなわけでございます。これは社会局の案かとおしやいましたが、その通りでございます。私どもはこういうふうなやり方をすれば一応収支償う、もつとまぐ工夫すればこれよりもつとまぐ行くだろうという一つの基準を示したわけでございます。そこで無料のほうは一応この中に入れて

おりませんけれども、その他の低額と
いうような料金でこれを貸して行く。
そして又或いは遺族の上京いたしました
ときの宿泊を低廉にやるとか、或
いは遺族の子弟に無料で、低額で学生
寮を提供いたしますとか、或いはそれ
から得ましたところの益金で以て育英
資金、これは非常に大事なことだと思
うのでありますが、そういうこともや
りたいということで、一応無料のほう
が落ちたわけでございますが、これは
いろ／＼やり方によりましてそういう
たようなことも採実行の上ではやれ
ると私どもは考えておる次第でござい
ます。

○山下義信君　私は遺族の大部分に無
料で利用させて、そして何ベツト備
えるのか知りませんが、宿泊設備、千
人でも二千人でも無料で宿泊させ、そ
うしてそのシーツを洗濯させるよう
な、そういうような費用を何とか捻出
してやつて行つてこそ、それがいわゆ
る公益性があつて、遺族のために福祉

であつて、少々安からうが何であらうが、料金を取つて、この事業計画書、予算書を見ると立派な營業です。利益を上げてゐるのです。利益が計算されて、利益が差引出ておる。そうして百人近いものが、職員が一千万円の寄附金その他必要な経費は皆随うようになつておつて、立派な利益計算書ができてゐるのです。そうしてこの遺族会といふものは何一つ自分のものは一文も出さない。日本遺族会は何も手前のものは出さないのです。借入金をしてみたりいろ／＼なことをして、言葉が甚だ悪いけれども、二十万円か三十五万円、目くそほどのものを出したような形にしておいて、非常な利益を上げ

て、その大部分のものを人件費や経費というものにして、なお益金のある計算ですよ。そういうような有料な仕事をして、利益の出るような仕事をして、それがどういふわけで公共性か、それがどういふわけで公益性か、ののですか。そういうことが何の福祉になる。大部分はおそらく有階級の人たちが来て、そして比較的正常の旅館に泊まるより安くついで、得するのはそういう階級。東京へ来る旅費の払えるような遺族は相当生活のできる遺族なんです。汽車賃もないような靖国神社へ参られんような遺族はどうすれば会館の利用ができるのですか。そういう者に無料で提供してこそこの趣旨に副う。無料のものは一つもない。若しそういうような本当に公益性、本当に遺族の福祉を図つたら、こういう利益は上らんです。こういう計算はできないはずなんです。財団法人というものは財物を持つて集まつたものが法人なんだ。よう御承知の通り。然

るに幾らの財物が集まつて財団法人を組織するわけですか。この種の公益事業を志すには、おのおの財物が集まつて、その目的のために金を持ち寄つてこれを使うというか、金が五千万円か一億円集まつて組織するのが財団法人です。財団法人を作つて、そういう手前の寄附金というものは一文もこの團體者は持ち寄らない、ただ会館の貸付を受けて、そうしてことごとく有料で、この計算書によると儲かつて、そうして百人近いものが寄附金をもらつて多額な経費をその利益金で支弁してと云うようなことで、一体この財団法人日本遺族会というものがそれだけの公益性を持つということが言えるでしよう。

か。御見解を私は承りたい。

○政府委員(安田巖君) これはまあいろいろの考え方があって思うのでございますが、全部遺族のために無料にいたしますこと、これは非常に結構でございますし、公益性から言えば一番高いにきまつておるわけでございます。併しあれだけの財産を運営して行くということになりますと、やはりそれを全部無料にしたのでは私は成立つて行かぬと思いますし、それから又幾ら基本財産を持つておりまして、そういうやり方をいたしましたのではとても私はこの経営が立つて行けないのじやないかというようなことを考えるわけがあります。そこで政府が評價いたしますと相当の財産になるところの軍人会館というものを無償で貸し与えるということになりますという、その分だけがいろ／＼一種の財源といたしまして、ここに書いてありますように、安く遺族を泊めるとか、或いは育英資金を出すとか、或いは学生寮にす

るとかいうことが出て来るわけです。決してそういう利益を得まして、利益を積立ててどうか、分配するとかいうような団体ではございませんし、そういうことはとてもできるものではないと思います。その辺の考え方だと思ふのであります。今の育英資金の問題にいたしまして、ほかで若干の収入を得るからしてそれが出来る、又非常に安価に学生寮にできるというの、ほか若干の収入があるからだと、まあこういうふうに見えるのであります。なお又この遺族の利用々と申しますけれども、あそこ立派な講堂がございまして、これはまあ音楽会或いは集会その他におきまして、現在の東京の都内のそういう集会所の事情から言いますと、非常にまあ、そういう場所がないために困っているような状態でありますから、そういうところに貸付けます場合に、まあ遺族の利用だけではなくて、一般の人にも貸付けて、それから収入を得るといふようなことも実は考えておるわけでございます。そういう点で私どもはこれは本當のぎりぎりの案を立てておりますから、もつとたくさん取れるようございましてならば、山下先生のおつしやるような無料のものを殖やして行くとか、こういうふうにはまあ運営して行つたならばいいのじやないかと考えております。

○山下義信君 私はまあ細かいことは他の委員の御質疑の時間をお邪魔してはいけませんからあとで又伺わさせて頂くとしまして、大たいのことを伺うのであります。この事業を営みますために又貸することができるといふことについて、私はこの点思ひと思ふ。卒直に言つて、最近会館の経営ですね、或いは

は鉄道会館も皆悉く然りなんですけれども、この日本遺族会が自分で直営でできない場合にはおむね又貸を、つまり請負をさせることができることになつてゐるのです。或いは食堂であらうと何であらうと、皆そうなんです。そういうような場合の一体食堂の請負だとか、まあ小さいことを言うようでありまして、まあ理髪部の請負だとか何だとかいうような、そういう業者に請負わせるといふような請負をせ方はどういふことにする考えですか。私はこれが非常な権利といふと語弊がありますが、そういうことになると、これを非常に恐れるのです。実はそれで役員の人や事務員の人々が皆率直的に公益事業に従事するんだというので腰弁当、手弁当のような気持ちで皆で當るといふのなら話がよくなるので、すけれども、役員は勿論のこと、その他の大部分はただ機の事務に携るだけであつて、実際のこの種の事業はこことく業者にこれを請負わせるののまあ何と申すか、俗に言うコミッションという語弊がありますが、マージンと言つても語弊があるが、上前をはねるというのが一番わかりやすい、その上前をはねるようなことになつて行くというのを私は非常に恐れるのです。そういうような実際の業務をその業者に若し又貸する、俗に言う請負わせるといふようなときには、どういふふうにして指定しようという考えでしようかね。

○政府委員(安田殿君) 私もこの会館の運営につきましては、これは非常にむづかしい問題でございますし、又山下先生のおつしやるような御心配も御尤もだと思ふのであります。そういう意味から、例えば宿泊所を経営するにいたしまして、或いは食堂を経営にいたしまして、役員なり或いは従業員に人格的に或いは手腕の上にも非常に適任者を得るといふことがこれは大きな問題だと思ふのであります。原則にいたしましてはそういういい人を得まして直営することが理想でございますけれども、実際問題としてそうやるとが却つて経営がうまく行かんで収入が上らなくて、特定の人に委託したほうがうまく行くという場合も考えられるのじやないか。そういうときの場合のためにこの第二項といふものが実は設けられたわけでありまして、どういふ人を選ぶかといふことにつきましては、これは厚生大臣の一々承認を得なければならぬことでございますので、十分慎重に一つやつて行きたいと思ひます。

○山下義信君 速記に残して明言しておきますが、殆んど直営の部分はないでしよう。これは全部業者に請負わせざるにきまつております。問題はそこにある。直営する部分があつたら今から指摘しておいて下さい。殆んど大部分が又貸で請負でしよう。そういうことの弊害を私は非常に憂慮する。我々が問題にするのはそれなんです。例えば鉄道会館の一つの店舗を出しますために何百万円でも何千万円でも建築費の一部を負担する、そのために鉄道会館といふものが問題になつておるのは御承知の通り。私は言葉に衣を着せずに申しますが、この貸付が大きな利権化することを恐れるのです。これが絶対に利権化することはないという保証は政府はいたしますか。どういふふうにし

てこれが利権化しないような保証を与えることができますか。

○政府委員(安田殿君) 私どもは、まあこういうことに大要知識が乏しいものでございますが、いろいろよく研究をいたしまして、御心配のないように努めて参りたいと思ひます。

○山下義信君 それでは本案の審議に必要ですから、この法律が通つたあとで今の心配の解消について研究するといふ回答をもらつたのじや役に立ちませんから、この法案が利権化することのないようにどうしたら防ぎ得るかといふことの政府の御検討の結果を法案の審議中に我々にお示しを願ひたい。私は厚生省への質疑はあとへ残しておきまして、法務省から見えておりますから伺ひますが、この軍人会館はいわゆる旧在郷軍人会、すなわち解散団体の没収財産ですね。

○説明員(池川良正君) はあ。

○山下義信君 この解散団体の国有財産にした財産は、あなたのほうの処分方針は、大体これは従来売却処分をするといふことの原則によつておられるのです。

○説明員(池川良正君) これは解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令という政令によりまして、売却処分して処分するといふのを原則といたしております。

○山下義信君 私もそうだろうと思ふのです。然るにこの財産はこれは無償貸付をする。どういふ趣旨でこの財産に限つて、限つてとは言ひませんが、無償貸付といふふうな措置を法務省は、あなたの主官局としてはそういう考えをとられましたか。

○説明員(池川良正君) 軍人会館はも

と軍人の更生或いは福祉の事業のために設立された団体といふふうになつておるのでございますが、これが解散団体の財産になりまして法務省が長らく所管いたしておりましたけれども、これを遺族の厚生福祉事業に使うといふ目的の下にこれが使われるといふことは、従来のいきさつからいたしまして望ましいことであるといふふうな考えまして、無償貸付といふことに案を作成いたしました。御審議を願ひしました次第であります。

○山下義信君 この財産の使用目的はわかるのです。あなたのほうで使用目的を認められて処分しようといふ氣になつたといふことはわかる。その処分が売却処分をしないで貸付処分になつたといふ理由はどういふわけかといふのです。即ち私は先の質問で、あなたのほうには好ましくなさる団体の解散団体のこれらの没収した、没収といふのは俗語を申しておりますが、その財産の処分は、従来いろいろなこういう解散団体がある、その財産を処分されるについては、あなたのほうでは一日も一刻も早くそれを売却してしまつて片を付けるといふ方針でやつて来られたことは、もう天下周知なんです。然るにこの軍人会館に限つて売却処分をしないでどういふふうな無償貸付の処分に出られた理由はどういふわけか。

○説明員(池川良正君) 私どももいたしましては、この財産を社会福祉事業に使用したいという希望は持つておりましたのでございます。それでこれを如何にして社会福祉事業に使うかといふようなことを考えておつたのでございしますが、たゞ、当時遺族更生連盟といふものがございまして、このほうか

ら遺族のためにこれを使いたいという
ような話がありまして、私も聞いた
しましてその間遺族更生連盟と話合
つたこともあるのでございますが、何
分にもこれが財産価値といたしまして
巨大な財産でございまして、これを買
い受けてそしてその上でこの上に事業
を営むというようなことをいたします
れば、それを裏付けるべき財的な資力
が非常に乏しいのでございまして、さ
ような意味からいたしまして、厚生省
からの話もありまして、これを無償貸
付をいたして福祉事業を営んだらば
如何であろうかというような話がござ
いまして、それに御同意申上げた次第
であります。

○山下義信君 それでは伺いますが、
あなたのほうの帳簿価格ではあの軍人
会館は幾らになっておりますか。建
物だけの価格ですね。

○説明員(池川良正君) これは解散団
体の財産の管理及び処分等に関する政
令という政令によりまして、一応財
産を評価した上で処分するといいまし
て、評価委員というものを選任いたし
まして、二つに実は評価いたしており
ます。一つが昭和二十六年の三月十
日、これは建物、什器機械を含めまし
て約三億二千万円でございまして、そ
れからもう一口が昭和二十六年の二月
の七日、これは建物、什器、機械を含め
まして、さつきは三億二千万円、今度
は四億一千万円ということになってお
ります。

○山下義信君 そうすると、ものの一
ト月ほど経たぬ間に一億ほど評価が下
つたのですか。

○説明員(池川良正君) は、さようで
ございます。これは一つは大蔵省から

選任せられました評価委員でありまし
て、一つは東京信託のほうから選任せ
られました評価委員でありまして、評
価委員の立場によりまして評価額が違
つて参るわけでございまして……。

○山下義信君 あ、そうですか。どつ
ちの評価ですか、三月十日のほうの評
価は。

○説明員(池川良正君) 三月十日が大
蔵省から選出になっておりました評価
委員の評価でございまして、二十六年の
二月七日初めのほうが東京信託のほう
の評価でございまして、これが四億一
千万円。それからあのほうの三月十
日が大蔵省の評価委員によりまして、
これが三億二千万円。

○山下義信君 大蔵省の評価がもの
一ト月ほど経たぬ間に一億余ほど評価
が下つた。それは評価のしかたによるの
ですから、併し三億前後のものが一億
も違うということは非常に大きな開き
ですが、そこで私は法務省に伺いたい
のですが、これが大体俗に言う、政府
で言うところの時価として若し売却
下げの処分をしたときには大体この価
格が売却の価格の基準になるのです
か、これは一応帳簿価格であつてこの
上に更に時価というものを考えるので
すが、どういふことになるのですか。

○説明員(池川良正君) 従来解散団体
の財産の売却委員会が実施いたしてお
りました売却価格の決定につきまして
は、只今申しましたように評価委員に
よりまして評価が異なつてくる場合が
ございまして、殊にこういうような財産
は現在の駐留軍、当時占領軍でござい
ますが、これが使用しておるような関
係もございまして、一応のこういう価
格を出したその上でなお建物の使用の

現状というやうなものを更に再検討い
たしまして、評価委員会にその議を付
して、その上で処分の価格決定をする
ことになっております。

○山下義信君 これは時価はいろいろ
な見方がありますから、一概には言
えませんが、少くとも政府の俗
に言う公定価格、帳簿価格の何倍、何
十倍ということは常識なんです。随分
の価格だろーと思ひますが、私が伺
いたいと思ひますのは、先ほど池川課長
の御答弁の中にありましたが、あの会
館を使いたいといふことは、かねてか
ら遺族更生連盟からいよいよいふ話
があつたことを聞いておつたということ
をおつしやつたのですが、私は当初か
ら法務省で遺族更生連盟に下づけをす
ることのお話をされたことがあつたと
思ひますが、どうでしようか。

○説明員(池川良正君) 売却の交渉を
扱いましたことはございまして。

○山下義信君 それは幾らくらいで下
づけようという話になっておりました
か。

○説明員(池川良正君) これは当時の
現状によりまして、当時理事会でござ
いましたか、私もはつきりした資料は
持ち合わせていないのでございまして
が、二億六千万円くらいではなかつた
かと思ひます。

○山下義信君 私はその当時の遺族更
生連盟へ政府のほうでは一つ下づけを
しよう、片一方のほうでも買おうとい
うやうな話の出たときの価格とか、い
きさつとかいふものが承りたいので
すが、実は、それで委員長、これど
ういふふうに見えておられるならあ
とにいたししようか、この点どうし

ますか。

○理事(常岡一郎君) 外務政務次官も
大分急がれるようですが、できたらあ
とにして頂いて、政務次官のほうの質
疑をして頂くといふと思ひますが。

○山下義信君 今の、私は従来の遺族
更生連盟があれを法務省から特別の価
格で下づけを受けよう、又法務省のほ
うでも売ろうと、殆んど話がきまつて
おつたのですか。

○説明員(池川良正君) これは遺族更
生連盟のほうに買受の資金がありませ
んために話がきまつておると言ひます
が、買受資金が全然と言ひますか、我
々が予想する買受資金を持っております
ために、まだ、殆んどきまつ
たという段階までには行つておりませ
ん。

○山下義信君 その売買の話が、まあ
金のことできんは別として、話が太
体まともでつたのはいつ頃であり
ましたかね、一昨年の冬頃でありまし
たかね、一昨年と言ひますと二十六年
の夏か春ですかね、御記憶がありまし
ようか。

○説明員(池川良正君) これは理事会
が、私今記憶を辿つてみますと、理事
会が昭和二十七年の七月に廃止になり
まして、その前やつぱり昭和二十七年
の一、二月というふうには私は記憶いた
しております。

○山下義信君 その當時を顧みます
と、その當時いわゆる遺族に対すると
ころの遺族年金問題、遺族援護問題が
非常に、鼎の沸騰するごとく国内の間
題になりまして、そうして関係者が東
京都に集つて数千の関係者が集まつて
政府当局に対して遺族年金、遺族援護
について、もう非常に猛烈な要望の声

まさに酷な最中であつたのですか。そ
の當時を顧みますと、その当時遺族更
生連盟と政府との間に軍人会館の特別
割引の私下づけのお話が、一歩交渉が進
められつたあつたのですか。それでこ
の記録等を、今の御答弁によりまして
と、まあ東京信託の見方は四億一千万
円、それから今度は一月経たぬ間に大
蔵省が査定したのは三億二千万円、三
億幾らか、四千万円、約一千万円の開き
が出て来て、そしてその数カ月経た
ない間に遺族更生連盟に私下づけよう
とする私下づけは二億数千万円というこ
とになつて来ておるわけなんです、一
方遺族更生連盟関係者は東京都に全国
の遺族を皆集めて、そして政府に非
常な勢いで迫りつたある真最中、その
時期におきましては、私はその当時の
この更生連盟と軍人会館の私下づけに
ついて価格の点や、又いろいろあの会館を
利用する事業の目的、内容等について
どう話し合ひが行われておつたかとい
うことは実は伺ひたいのですが、そうい
う点は池川課長御承知でありましよう
か。

○説明員(池川良正君) 知つておりま
す。これは先に申しましたように、軍
人会館の成立、そしてこれに伴つて
これが終戦後解散団体の財産として処
分せられることになつたのであります
が、元軍人会館であつた特殊な性格か
らいたしまして、私も聞いたしまし
ては遺族の更生或いは遺族の援護とい
うことが強く叫ばれた當時でありまし
て、成るべくはこれを遺族団体の手
に、又日本全国の遺族の福祉のために
これを使つて頂きたい、こういう念願
を持つておつたわけでありまして。

○山下義信君 法務省が私下づけの話を

されましたときに、金ができないからと言つて売渡をしよう、買受をしようという話が、資金の、まあ困難のためにやめになったというところは、そういう売渡をしよう、じや買受をしようという話がありまして、およそどのくらい後に金がでんから、まあそんな話はやめようということになりましたでしょうか。相対私はその間長い期間あつたのじやないかと思ふのですが、直ぐに、一カ月や二カ月後に、いや買おうと思つたけれども、金がないからよそうということが、一、二カ月のうちに、まあ遺族更生連盟のほうからそういう意思表示がなされたのでなくして、そも／＼その意思表示がなされるまでには、私が想像するには、半年もその間があつたのじやないかと思ふますが、いつ頃金がないから買えないということをあなたにのうに關係者が申出たでしようか。

○説明員(池川良正君) 先ほど申しましたように、これは昭和二十七年の二月三月ではないか、その前に約半年くらい交渉があつたという事は事実であります。

○山下義信君 法務省に対する私の質疑はこれで終ることにいたしました。厚生省に対する質疑はなお保留いたしておきますが、法務省に対する質疑は一応これで終了いたします。

○理事(常岡一郎君) 小瀬外務政務次官が来ておられますが、先ほど質疑が……

○榎原亨君 先ほど外務省から課長さんがおいでになりましたときに、私のほうからお尋ねしたのでありますが、何かこの法案を早く実現しなければ進駐軍のほうの今進駐軍がおられるそう

であります、それが又ほかのほうに移転されてもほかの所が何か立退かなければならぬというように、直ぐそここのほうへ又移つて来るのじやないかというふうな虞れがあるというふうなこともたび／＼私承つたのであります。まあそういうふうな点について外務省としての御見解を、先ほどは立退きは、二年も先だということはお話を承りました。そういうことは外務省としては考へておらぬというふうな考へをお述べになつたのであります。何か私どもが聞いておる報道と違つておられますので、もう一遍政務次官から御責任あるお話を、はつきり承りたいと思ひます。

○政府委員(小瀬彬君) 私は午前中外務委員会のほうにおりましたので、こちらにお伺ひすることができなくて、たか存じませんが、多少誤解があるのじやないかと考へます。あの軍人会館は国有財産でありまして、からして、国有財産は駐留軍に對して区域、施設を提供する場合に、先ず民有地と違つて、民有の不動産と違つて、それを提供するという原則になつております。ために、この軍人会館も、普通であります。又新たな建物を作つてそこへ入れるというふうなことをしないで、あそここの空軍が出ていきますれば、他のほうで収容しきれないのがある。それを、そこへ詰めて、他の部隊を連れて行くの普通の順序なわけでありまして、が併し、これはどこかへ貸与せられるという話もありまして、他のほうはそういう關係もあるから、是非そのほうは變えてもらいたいというので、これまで合同委員会から強く主張して来たわけでありまして、が併し、若し本日の御審議願つておりますような法案が通らないというふうなことになる。而も向うとしてはもう既設の建物があるの、ほかへいくよりこちらの方が内容がわかつておりますので、そこへ帰りたいというふうな希望を強く表明して参りまして、向うとの話合ひが非常に困難になるだらうと思ひます。そういう意味におきまして、外務省側として駐留軍へ折衝している方面から申しましても、この法案が一日も早く承認せられまして、あの軍人会館の問題は解決したほうが万事ははつきりさせる結果になりますので、非常にこれを希望している次第であります。

○山下義信君 今政務次官は、……午前あなたのはの課長が来て、そうしてこの軍人会館の問題について、はつきりとした手続という、見通しというふうなものをお述べられて、そうして米軍側で考へる、あけなは、この法律の成立不成立には何も關係がないということを言つたのです。殊にあなは上司であり、殊に外務省を代表される政務次官として、課長が、はつきりこの法案ができるでんについては成立する成立しないについては關係ないということを、あなたは否定されたのです。それですから、若し課長が言うことが間違つておれば、どういふわけで課長がそういう間違ひの見解を述べたか、課長が誤解をしておるのじやないかとお述べになりましたが、どが誤解しておつた点であるかというのを、今少しはつきりしてもらいたいと思ふのです。外務省の課長が国会へ来て、

そうして証言したことが、そうしてあとで政務次官が見えておつしやることと全然違ふ。前の課長の説明を否定されるというところは、私はその誤解の点がどこにあるかということをはつきりして頂きたいと思ふ。それでこの法案は、あの軍人会館から、米軍の使用を一日も早く撤退するために立案するのじやないのです。その目的に、米軍の使用の一日も速かにやめてもらうためにこの法案を作るのじやない、この法案の我々が審議しておる目的はほかにある。米軍の撤退を促進するためにこの法案を作るのじやないわけだ。米軍の使用停止促進法案というものをやつてゐるのじやない。そういう目的で我々はこの法案を考へてゐない。ですから、この法案の成立と、米軍の使用の停止との必然的關係というものを立証、証言してもらわなければならぬ。

○政府委員(小瀬彬君) 私はこれを向うへ、返してもらいたい目的でこれを通して頂くというのじやなしに私が申し上げた趣旨は、この法案の目的を達成させるためには、この法案が早く通過したほうが、私たちの側からしても便利である、この目的を達成するためには、早く法案が成立したほうが都合である、このことを申し上げた次第であります。なお課長がどういふように表現したか知りませんが、恐らく課長が言つたのは、實際上の手続を今朝説明したのじやないかと考へます。今空軍を出しますには、府中のほうへやらなくちやならぬ。府中のほうの部隊は、大和村へやらなければならぬ。それをただ単に通常の手続でやれば、相当期間がかかる虞れがある、こ

ういうことを申したのだらうと思ひます。併しもう予算も通つておりますし、こいう目的で提出されるので、そこをあげるためにやるということになれば、私はこの移転もそれほど長い期間をとらなくて実現するだらう、又それを実現するにはこの法案が成立しておつたら更に向うの追立を早くすることができ、私はアメリカ側との交渉のためにこれが通過したほうがいいというのでなしに、この法案の目的を達成させるには早く法案が成立通したほうがよろしいのでありまして、私どももそのためには是非協力いたしたいという趣旨を申上げた次第であります。

○山下義信君 私は政府のほうで、アメリカ側の追立を、これはこの法案があるうとあるまいと、いわゆる促進されるのが当り前、事務的に極力お進め願うということが当り前であつて、そうしてそれがちやんといつ頃あかという見通しが立つて、そうしていいよよくという時期が接近して、初めてその利用ができる、その活用ができるという見通しが立つたときに、この使用目的の法案を我々が作るとか、審議するとかいうことが、これが常識であつて、これは外務省に關係の法案じやありませんが、今關係があるような政務次官の御答弁があつたのですが、半年先にあくのや、午前の証言によれば、およそ見通しとしては一年以内にこいうことは考へられない。或いは一年以上あけんというのを証言された。外務省當局の、私は一課長と思わん。外務省の、あなたのはの課長を、相当私は重視するのです。その人が来て、一年以内には、近々の間に

ういうことを申したのだらうと思ひます。併しもう予算も通つておりますし、こいう目的で提出されるので、そこをあげるためにやるということになれば、私はこの移転もそれほど長い期間をとらなくて実現するだらう、又それを実現するにはこの法案が成立しておつたら更に向うの追立を早くすることができ、私はアメリカ側との交渉のためにこれが通過したほうがいいというのでなしに、この法案の目的を達成させるには早く法案が成立通したほうがよろしいのでありまして、私どももそのためには是非協力いたしたいという趣旨を申上げた次第であります。

は、これがあこうとは思われない。一年も半年も先のことを、今から法律を作つて待つておいて、これが非常な利権問題なら、私は急ぐのにも納得するのですが、若し利権でも何でもないと、急ぐ必要は本

とを言つたのは事実でございます。向うは非常に市内にいたので、アーニ・パイルのほうをこつちへ持つて来たいとか、いろいろなこうした案もあつたことを率直に申し上げたわけでありま

いたします。財団法人日本遺族会の理事長長島銀蔵君、同じく佐藤信君の両君に對しまして参考人として日本遺族会について各委員から御質疑を願ひまして御答弁願ひますように決定いたしましたので、さう御了承願ひます。

これは銀行家として有名な方でありま

にも入ることのできなかつた遺族がた

が、併しこの法律ができることが、米軍にあげたてをさせるのに、やかましういふことに使うのだから、せかすのに便利だと、こういうことを御証言なさる、御説明なさる、本當にそうでしょうかね。これは若し本當にそうならば、私はこれは一方的なあなたのほうの想像だろうと、そうすれば便利がい

○山下義信君 私は小瀬政務次官を信用したいと思ふ。又信頼するのです。それで外務省の民事局の御証言と食い違ひが生じたのですが、何と云うても政務次官がそうおつしやればそうでしょう。ところでその先方の意向をお聞きになつたのは、こういうお話をなさつたのはいつ頃でございましょうか。

○政府委員(小瀬彬君) 私正確に覚えておりませんが、私が政務次官になりましたのは三月ばかり前でありま

○政府委員(安田巖君) これは午前中に山下先生にも申した通りで、評議員会で決定いたしましたものでござい

○政府委員(安田巖君) これは旧軍人、軍属で公務によつて死亡した人、こういうかたは國でいう「保障

が、併しこの法律ができることが、米軍にあげたてをさせるのに、やかましういふことに使うのだから、せかすのに便利だと、こういうことを御証言なさる、御説明なさる、本當にそうでしょうかね。これは若し本當にそうならば、私はこれは一方的なあなたのほうの想像だろうと、そうすれば便利がい

○政府委員(小瀬彬君) 私正確に覚えておりませんが、私が政務次官になりましたのは三月ばかり前でありま

○政府委員(安田巖君) 私本日申請者の書類を持つて参りませんでしたため

○政府委員(安田巖君) これは午前中に山下先生にも申した通りで、評議員会で決定いたしましたものでござい

○政府委員(安田巖君) これは旧軍人、軍属で公務によつて死亡した人、こういうかたは國でいう「保障

が、併しこの法律ができることが、米軍にあげたてをさせるのに、やかましういふことに使うのだから、せかすのに便利だと、こういうことを御証言なさる、御説明なさる、本當にそうでしょうかね。これは若し本當にそうならば、私はこれは一方的なあなたのほうの想像だろうと、そうすれば便利がい

○政府委員(小瀬彬君) 私正確に覚えておりませんが、私が政務次官になりましたのは三月ばかり前でありま

○政府委員(安田巖君) 私本日申請者の書類を持つて参りませんでしたため

○政府委員(安田巖君) これは午前中に山下先生にも申した通りで、評議員会で決定いたしましたものでござい

○政府委員(安田巖君) これは旧軍人、軍属で公務によつて死亡した人、こういうかたは國でいう「保障

が、併しこの法律ができることが、米軍にあげたてをさせるのに、やかましういふことに使うのだから、せかすのに便利だと、こういうことを御証言なさる、御説明なさる、本當にそうでしょうかね。これは若し本當にそうならば、私はこれは一方的なあなたのほうの想像だろうと、そうすれば便利がい

○政府委員(小瀬彬君) 私正確に覚えておりませんが、私が政務次官になりましたのは三月ばかり前でありま

○政府委員(安田巖君) 私本日申請者の書類を持つて参りませんでしたため

○政府委員(安田巖君) これは午前中に山下先生にも申した通りで、評議員会で決定いたしましたものでござい

○政府委員(安田巖君) これは旧軍人、軍属で公務によつて死亡した人、こういうかたは國でいう「保障

が、併しこの法律ができることが、米軍にあげたてをさせるのに、やかましういふことに使うのだから、せかすのに便利だと、こういうことを御証言なさる、御説明なさる、本當にそうでしょうかね。これは若し本當にそうならば、私はこれは一方的なあなたのほうの想像だろうと、そうすれば便利がい

○政府委員(小瀬彬君) 私正確に覚えておりませんが、私が政務次官になりましたのは三月ばかり前でありま

○政府委員(安田巖君) 私本日申請者の書類を持つて参りませんでしたため

○政府委員(安田巖君) これは午前中に山下先生にも申した通りで、評議員会で決定いたしましたものでござい

○政府委員(安田巖君) これは旧軍人、軍属で公務によつて死亡した人、こういうかたは國でいう「保障

それから公務によつて戦死されたか、この御遺族は或いは恩給法により、或いは援護法によつて援護されているわけなんです。ところがそれ以外のところでも不幸にもこれに外れた人は何らの恩典にも浴せられないで、なお且つ国有財産の莫大のものを無償で貸付けるところの、この恩典にすら浴することができないということになると、私非常に不公平だと思ふのでありますが、そういう点に対しては、やはり明確な線を引いておくべきだと、こう思ふのでございますが、局長どうですか。

○政府委員(安田巖君) 御尤もでございますけれども、いろいろ援護局その他と相談したものであります。そういうふうな引く線と引く線と、これはなかなかむずかしいのであります。それで一番いい方法が公務に關してということになつたものですから、こういう表現を用いました。併し先ほどから申上げますような軍人会館の利便というところの他は、そうちよつと違つたから怪しからんというほどの問題ではありませんから、その辺は私は実情に応じて判断できるのじやないかというふうな考へてゐるわけでありまして、

○政府委員(安田巖君) これは大体千円というの高等学校、千五百円というの大学を考へたのであります。これは大体育英会の資金に合わせたのでございます。それからあの人数は、遺族の子のうちで大体大学なり高等学校へ行つてゐるものがどのくらいあるかというところ、而もそれに対して上京いたしましてやる者が何処あるかという率をかけてみまして、それで大体二百六十人、六十五人という、こういう率を出したわけでございます。そこでこれは先ほどからたび／＼御指摘のうちに、これでどうしても一歩間違つても困るじやないかということじやなく、大体我々もこの程度のこととて収支のやり繰りができせんかという案を出しておるわけでございます。今後私はいくつかの方面にどう／＼力を注いで行くべきで、やり方によりましては、

○政府委員(安田巖君) 私の調べ違ひかも知れませんが、そういうことで実に出したのでございます。○藤原道子君 質問し出すと切りがございませんで、一応遺族会のかたにお伺いするということにいたしました。○有馬英二君 私はちよつと安田さんに私はたつた一つなんです、先ほどもお伺いしたのですけれども、旧軍人です、在郷軍人会を作りつとあるのかい、この軍人会を作つた軍人会館であるということから、そういう人たちの団体がこの返還を迫るといふ時分にはこれは当然法律上返さなければならぬという御意見であつたように思ふのですが、これは勿論返さなければならぬ性質のものかも知れない、であるかも知れませんが、それではこれは遺族は氣の毒である、軍人の遺族であるから氣の毒です。私はこの御趣旨に不賛成を唱へるわけなんではないのですが、旧軍人が戦争のために追放になつたり、或いは外地から引揚げて来て非常に悲惨な境遇に陥つてゐる人たちがたくさんある。我々の知つてゐる範囲内でもこれも将校階級でもそうですが、戦後ずつと生活が困窮というわけじやなくとも逼迫した境遇に陥つてゐる人がたくさんあります。ですからそういう人々もやはりこの中に加えて、同じようにこの恩典に浴することが私は本筋じやないかと思ふのです。そこで今どうもそいつをすぐ入れるというわけには行かないでしようが、将来若しそういう旧軍人たちが日本全国に亘るところの

○藤原道子君 今一点だけ、遺族は男と女とどちらが多いのですか。○政府委員(安田巖君) ちよつと私調べを待つておられますが、男が死んであとへ女が残るということになると女が多いと思ひますので……。○藤原道子君 そうでしようね。そこで私お伺いしたいのですが、遺族の福祉のためにというのです、この女のかたが絶対多数なんです、遺族の中には。だから女に対しての援護、そういうことに對しては非常に力を入れなければならぬ。理事を見ますと全部男です。有力者ばかりです。女の中にも相当な力のある人があると私は思ふ。ところがこれは女は一人もいない、これはどういふわけですか。私はこういう点から言つても、どうも異い点があるように思へてならない。本當に女のためにしてやろうとおつしやるならば、本當に婦人に対して、子供に対して、遺児対策に本當に重点を置かれなければならぬのに、こういう点に目が欠けておる。だから男が多いか、女が多いか聞いておるのです。こういう点を頭に置いて審議をしたいと思います。○委員長(堂森芳夫君) 如何でございませう、さつきの決定通りに。質疑はありませう。○山下義信君 今の質疑に答弁をなさらないのですか。○政府委員(安田巖君) 今後仕事をやつて行きます場合に、一応ここに掲げたようなことがございませうけれども、そういうつた今御指摘のようなものにつきます。これが貸付が行われるようになりましてならば、十分考慮するように指導して参りたい、かように考へ

○藤原道子君 時間もございませんで今一点伺ひますが、それは事業ですね、この事業の中の育英事業が非常にお粗末なんです。人数も少しいし、而も育英資金等は母子福祉資金貸付法によつても二千円なんです。これは千円、千五百円ということになつてゐる。諸外国等の例を見ますと、遺児の育英ということには非常に力が注がれておる、ところがこの面で行くと非常に輕

く扱われておるような感じがしてならないのでございませう、それはどうなんでしょうか。先ほど山下さんも言われましたように、全部有償であつて、この遺児等の上京のとき或いは宿泊のとき、いろいろな点についてははもとと明確に無償の扱い、こういうものが私は現れてゐないのじやないか、こういうふうな考へるのです。○政府委員(安田巖君) これは大体千円というの高等学校、千五百円というの大学を考へたのであります。これは大体育英会の資金に合わせたのでございます。それからあの人数は、遺族の子のうちで大体大学なり高等学校へ行つてゐるものがどのくらいあるかというところ、而もそれに対して上京いたしましてやる者が何処あるかという率をかけてみまして、それで大体二百六十人、六十五人という、こういう率を出したわけでございます。そこでこれは先ほどからたび／＼御指摘のうちに、これでどうしても一歩間違つても困るじやないかということじやなく、大体我々もこの程度のこととて収支のやり繰りができせんかという案を出しておるわけでございます。今後私はいくつかの方面にどう／＼力を注いで行くべきで、やり方によりましては、

○藤原道子君 今育英会のはうに合はしたとおつしやいましたけれども、育英会のはうは大学は二千円だか二千五百円ですよ、母子福祉資金貸付法も二千

一つの統一した機關を作つて、団体を作つて、そして同時にこの恩典に浴したいという希望を持ち、又そういう意思を發表した時期にはそれをどういふ工合にお取扱いになるつもりであるかということをお伺いしたい。○政府委員(安田巖君) 今朝ほど申上げましたように、これを持つておりました昔の財団法人軍人会館が解散団体になつて、指定されました。そこでこれは国庫に接収されたということでございますが、従つてその事実が正しい悪いということとは、もうここで言わないことにいたしました。国庫の財産がある、それを遺族のために使うことが、まあ皆さんの御納得の行く理由である、御納得の行く理由になつてゐること、こういう法律が御審議になつてゐるわけでございます。今のところでは改めて又軍人が団体を作つたならば、それに渡すとか、或いは軍人の子弟であれば全部この恩典に浴せるとか、ということまでは実はまだ考へておりません。そして又この軍人の子弟ということになると、これは非常に数が多うございまして、恐らく今、先生のおつしやる軍人というのは将校だけではない、一般の兵隊も入る、これは非常に多い、日本全国の人が入るような状態でございますので、それを育英資金というところでやると殆んど仕事成り立たなくなつて来る。そこでせいか、軍人会館を利用するにしても、今までのそのいつたいたきさを考慮に入れるかどうかということ、程度の問題ではないかと私も考へておる次第でございます。○委員長(堂森芳夫君) 如何でございませう。

○藤原道子君 今一点だけ、遺族は男と女とどちらが多いのですか。○政府委員(安田巖君) ちよつと私調べを待つておられますが、男が死んであとへ女が残るということになると女が多いと思ひますので……。○藤原道子君 そうでしようね。そこで私お伺いしたいのですが、遺族の福祉のためにというのです、この女のかたが絶対多数なんです、遺族の中には。だから女に対しての援護、そういうことに對しては非常に力を入れなければならぬ。理事を見ますと全部男です。有力者ばかりです。女の中にも相当な力のある人があると私は思ふ。ところがこれは女は一人もいない、これはどういふわけですか。私はこういう点から言つても、どうも異い点があるように思へてならない。本當に女のためにしてやろうとおつしやるならば、本當に婦人に対して、子供に対して、遺児対策に本當に重点を置かれなければならぬのに、こういう点に目が欠けておる。だから男が多いか、女が多いか聞いておるのです。こういう点を頭に置いて審議をしたいと思います。○委員長(堂森芳夫君) 如何でございませう、さつきの決定通りに。質疑はありませう。○山下義信君 今の質疑に答弁をなさらないのですか。○政府委員(安田巖君) 今後仕事をやつて行きます場合に、一応ここに掲げたようなことがございませうけれども、そういうつた今御指摘のようなものにつきます。これが貸付が行われるようになりましてならば、十分考慮するように指導して参りたい、かように考へ

えております。

○藤原道子君 不満足でございますけれども、まあ……。

○委員長(堂森芳夫君) 参考人のかたに御質疑を願います。

○山下義信君　私は先刻の質疑応答で政府は軍人会館の貸付をするについては遺族更生連盟の従来あの団体は、これが十分な資格のあるところとは考えられないので、そこで財団法人日本遺族会というこの団体ならば貸付の対象として結構だと考えているのだ、こういう御説明があつたのですが、それで参考人として御出席を煩わしました、御両所は遺族更生連盟からずっと引続いて御関係で、又承わりますというと日本遺族会の方へ続いて御関係で、取りも直さずこの問題について、まあ最大の御関係のかたなんです。一番よく事情を御承知のかたです。

それで私どもは日本遺族会のことです。政府との間にも質疑応答をいろ／＼やつて来ました。やつて来たのでありますけれども、政府は日本遺族会の役員ではないのです。監督者の立場でありますから、政府のほうを幾ら聞いて見ましても、日本遺族会の実情につきまして政府も御承知ではありますのですけれども、やはりその内容等につきましては監督者の立場という御答弁しか得られんわけです。それで御両所に御出席を煩わしましたのは、直接日本遺族会の実情について承わり、それによつて国有財産の無償貸付をしてもよろしい対象の団体であるかどうかということを我々は確認をしたい、こういう意味で御出席を我々希望いたしましたのであります。そこで伺いたいと思ひ

ますのは、日本遺族会の御創立の事情をさつぱらんに納得の行けるような、よそ行きのことでなしに一つ簡明に我々にわかるように御説明を願わしたい。それで従来、の遺族更生連盟と全然別個の団体かどうか。何ら関係がないかどうか。関係がないのなら関係のない御立証を願いたい。こういうふう

に全然遺族更生連盟とは関係がないということを御立証を給わりたい。政府は全然関係がない、全然別個の団体であると言うのです。それで日本遺族会を御創立相成りました前後、御創立に遺族更生連盟の主要なかたゝんがその設立計画に御参加に相成つたかどうかという点ですね、前後の事情……、全く関係がないのか、やはり御関係があるのか、あるならあるでいいんです。こういうわけである。確かにいいのならはつきりない、こうおしやつて頂きたい。その辺の御事情を私は先ず佐藤さんから承わりたいと思います。

○参考人(佐藤信君) 日本遺族会の理事の佐藤であります。只今の御質問についてお答えをいたします。日本遺族会は従来あるところの日本遺族更生連盟と関係があるかないかという御質問でありますが、これは私も従来日本遺族更生連盟というものを長い間やつて参りまして、その事業を推進して行く上におきましていろいろの点について不便な点がたくさんございまして。そういう意味において、従来日本遺族更生連盟は任意団体でございますけれども、これを公けの法人の資格を待て、その仕事をもつと強く推進して行きたいという念願をもつて従来も財団法人組織、或いは社会福祉法人組織したいという希望を持つておりまし

たがなか／＼実現できませんでございました。そのうちにいろ／＼の關係からそういう考えを持つておりますところ、軍人会館の無償貸付ということとは、従来日本遺族更生連盟の時代にこの問題を採上げて推進をして参つたものであります。その経過におきまして国有財産を初は有償で取下げを受けるという建て方でございましたが、その後の経過におきましても任意団体に対してはそういう取下げを受けるということは非常に何と申しますか、政府として取下げをする団体としてお認め願えないというような状況でございましたので、財団法人の設立を希望いたしておりましたが、その経過におきまして財団法人を作りたいということ、或いは財団法人ですから、財産登記というようなものも必要でございましたりしますので、おおむね在来の日本遺族更生連盟の役員たちがそれを発起いたしましたのでございますが、新たにそれ以外の人たちも、できるだけの遺族の中から有力なかた々に入つて頂きたいということ、そういう従来の日本遺族更生連盟の役員及び新しく遺族の立場であつて、そのほかに協力して頂けたかた々と一緒になつて財団法人の設立をしたと、こういうことで現在この日本遺族会というものができ上つたわけでございますが、關係があるかないかということになりますれば、そういう経過については關係がございましたが、作りました日本遺族会というものと別個の団体である。創立した当時には元の遺族更生連盟の關係者が中に入つて作りましたけれども、できたところの団体というのは日本

遺族更生運動とは関係がない。関連という言葉がどうかわかりませんが、全然その程度は別な財団法人日本遺族会というものができ上つたわけでございます。それができますと同時に在来のもものが解散をいたしましたわけでございます。

ますが、勿論それが絶対唯一の目的としてそのために作つたということではないのであります。前にも申し上げました通り在来日本遺族更生連盟當時その仕事を強化し、推進して行く上においては公けの資格を受けると言うことがいろいろな面で必要であるということ

○山下義信君 私は佐藤さんが率直にありのままに御説明下さったことに對して非常に多とするのですが、結局お話のように、遺族更生連盟がまあ日本遺族会に、財団法人遺族会に衣替えをした、仕立替えをした、塗り替えたというのが実情なんです。従つて法的手續の表面的なことを言えば何ら關係がない別個の団体であるわけでありますが、實際の内容はそも／＼日本遺族会の発起からしてその成立過程に至るまでは遺族更生連盟の各位が中心としてなさつたことは天下公知のことでございますから、今おつしやつた通りだと思ふ。それで従つて、つまり財団法人日本遺族会を設立なさつた、その仕立替えをなさつた目的は今もお話のありますように有償払下げの御計

で、法人組織でなくてははいかんという
 目的の当時から任意団体ではないかんの
 財団法人日本遺族会というものは、即
 ちこの種の事業を営むために国有財産
 の無償貸付を受けられるお資格の財団
 法人にするために切替えたのでありま
 して、全く財団法人日本遺族会の創立
 の目的は、軍人会館を受けられるこの
 目的を遂行されるために設立されたも
 のと我々は了解するのであります、
 佐藤さんはどういう御見解おいでに
 なるのでしょうか。

○山下義信君　まあ唯一の目的でなくとも、その目的を持つておられたことは事實なんですね。ところが日本遺族会の寄附行為の中にはそのことが具体的に現われていない。どうして寄附行為の中にそのことをお書きにならなかったのですか。財団法人日本遺族会の寄附行為の中には軍人会館の無償貸付を受けて、この種の事業をするということかないのです。どうして目的の中にお入れにならなかったのか。その辺の事情はどういう、何か考えがありましたからでしょうか。

○参考人(佐藤信君) 回答之申上げま

すが、もちろんそれは考え方としては
軍人会館を松下げを受けたという希
望をもつて、その受入態勢の一部とし
ても財団法人を作るということはもち
ろん考えておりました。併しこれは果
して許可になるかならないかというこ
とはわからぬのでございまして、もち
ろんそういうことを会則の中に加えて
ないでも、それが事業の内容において
寄附行為に書いております目的の範囲
において軍人会館をつつたら、そうい

たいなものを作つて、それに国有財産の使用運営に關する限りは、その運営委員會に相談を持ちかける、そういうようなことをしたらなお明朗な堅実な運営ができるということに見通しがついています。安心を持ちほしくないか、こう思つて先ほど来当局には質問したのですが、そういうふうなことを我々が希望した場合に定款を改正しておやりになるかどうか、この二点をちよつと簡単に結構ですか。

う仕事をやるという、その目的の中に書いてあることによって別に単人会館の助下げを受けるということはその目的ではないので、一つの手段である、こういうふうに考えましたので、目的の中には入れなかつた、こういう考え方でございます。

○参考人(長島銀蔵君) 只今高野委員からの御質問でございますが、むしろ我々が日本遺族会を作りました目的は、本当に全国の遺族のために尽したいという一点でございます、従いましてさしづめできました定款というのは、いわばとり急いで作つた定款でこ

○高野一夫君 関連して、長島さんにちよつとお伺いしたいのですが、二点だけお伺いします。只今山下委員からも御質問がありました通りであります。御答弁も伺いましたが、これがきまらない間は、その国有財産の処理についてのことは定款の中には盛れないと思ふのです。これはきまりましたら然

ざいます。従いまして衆知を集め、只今高野委員のおつしやいましたような方法、これがいいということでありますれば如何ようにでも私どもはこれに応じて、そうして本当に福祉のためになるようにいたしたい、こういうふうを考えるわけであります。

○山下義信君 私佐藤さんに伺いた

るべく目的かどこか、事業について寄附行為の定款の改正をなさる用意がおりになるうと思うのですが、おありになるかどうかということが一つ。それからもう一つは、先ほどから話が出ているのですが、財団法人軍人遺族会が無償貸付をお受けになつたら公正な運営をおやりになるに違いないとは思いますが、それども、更に全国の遺族その他が安心するために一つの諮問機関を作りたい、それにも寄附行為の定款を一つ改正して、例えば各界の代表の有識者を集めた諮問委員会、運営委員会

いのですが、日本遺族会を組織せられたときには、大休軍人会館の無償貸付が当局の内諾、それは法律が通る通らんとは別です。これは国会がいつ開かれるか、国会の通過不通過は何人もこれは予想つかないのですが、そうでなしに、大休政府のほうから軍人会館の無償貸付をしてよろしいというようなお話を受けられたのはいつ頃ですか。つまり日本遺族会が組織せられた後ですか。組織せられる前に軍人会館を借りることができるということが、政府からのそういう意向を受けられたのは、

遺族会というのが組織せられる前ですか、後ですか。

○参事人(佐藤信君) ちよつとお答えいたします。私は軍人会館を初は有償に下げ、それでここにできるならば無償にして頂きたいという希望を、これは希望としては今から三年半前からいたしておたわけでございます。そうしてそれに対してそれ／＼関係の向に對してお願を申上げておたのは三年半ほど前でございます。で、当然その

ときから希望はずつと持つておりましたのです。それから一時有償で払下げを頂戴するということにその当時の解散団体財産売却理事会から御内示を頂いて、それを了承いたしましたして有償払下の手続を進めて参つたのでございます。いろいろの都合でそれが実行でき

ないうちに、今度はできるだけ無償にして頂きたいという希望に變つて来たのでございますが、その当時から財団法人で作りたいたいという希望で進んで参りまして今日に至つたのでございます。政府のほうからは貸下げをしますか、或いは払下げをするというような、いわゆる御内示というようなもの

は今まで曾てないわけでございます。ただこれは私のほうが希望を申出まして非常にそれに対してなと言いますか、手続を進めて行く意味において好意ある助けを頂いておつたというわけでございます。勿論私どものほうはできるものとは信じておりましたけれども、的確にできるかどうかについてはいろいろな情勢から多大なる疑念を持つておりました。現に今日も御承知のような情勢でありますので、非常に熱烈なお希望を持つておりますけれども、的確に無償貸付をして頂けるといふよ

うなことは財団法人を創立する当時においてはその見込が付かなかつた、今日もその通りでございます。

○山下義信君　ちよつとその点を納得

しがないのですが、佐藤さんまだ軍人会館の貸付してもらえるか、もらえないかということについて、もう厚生省が三月にこれは前国会に提案したのですが、それにもちゃんと財団法人日本選族会に貸付けるということを言っておるのですが、未だに今日に至つて

も政府があつた会館をお前のほうに、日本遺族会に貸付けてやる、一応貸付けてというようなことはなんら意思表示を受けていない、言い換えればあなたがたのほうは何も知らずに政府がこういう法律を一方的に出されて、これが通つたら初めてお話があるのだらう、

こういふ考えでおられるということは、私納得しがたいのです。それで政府のほうから軍人会館は結局は無償貸付が受けられるというようなことを遺族会の或いは創立のときとか、或いは役員会、或いは前の遺族更生連盟とか、いわゆるそういう役員会でお話になつたことはございませんか。

○参考人(佐藤信吾) 勿論それは私どものほうは非常に熱心に希望をし、政府も非常に御好意的にこれをまあ無償貸付にしたいという御希望じゃない、いわゆる御内意というものはこれは伺っております。で、今私が申しましたことは終局的にその的確ということでございますが、まあそれは現在においても、もとよりできないわけでございます。できるだけ勿論それらの機関、国会の御決議も又頂かなければいけないわけでございますが、その事前において政府のほうとしては、なんとか希

望に副うようにしてやろうという御内意は私ども当然これはしば／＼それは相談いたしておつたことは事実でございます。

○山下義信君 私はそうでなければ平仄が合わんと思います。私は決して揚足とりやあなた方に対して無理なことを伺つておるのじやない。事態を明白にいたしたいという念願なんです。それで結局政府のほうで大体そういう内意があればこそ財団法人日本遺族会の

組織ができるわけなんです。創立ができるわけなんです。そういうことなしに、一向無関係で日本遺族会を作ったんだとおっしゃると、私はいろ／＼な事例を挙げて伺わなきゃならんことになる。それで軍人会館の無償貸付を受けるということが大体内意が政府から

御承知で作られた定款、つまり寄附行為に、その単人会館を手に入れた後のその事業の活用ぶりについてちつとも具体的に表わしておいでにならない。すなわち言い換えれば、本法案に盛り込まれたあなたのほうに貸した後の事業目的と寄附行為の事業目的とが全く違うのですね。若干似たようなところ

がありますけれども、非常に違ふところがある。そういうところが私共には解しかねるので、そういうことを私は伺つたわけなんです。それで政府の説明と若干違ふのでありますが、これはまあ長い間のことなりいろいろないきさつで思ひ違ひもありましようから追及しようとは思ひませんが、評議員が八十名御選任になりましたですね。理事のほうは大分お願ふれが違つたようであります。評議員の八十名の中に元の遺族更生連盟の役員であつた方々は何人くらいおいでになります。

○参考人(長島銀蔵君) 私からお答え申し上げます。まあ全部今までの日本遺族更生連盟の当時の評議員であつた方とかというのでございまして、全部遺族会のメンバーでございまして。

○山下義信君 それで長島さん、私それを伺いたい。従来の遺族更生連盟とは衣替えをした、切り換えたとおっしゃつても、ただ財団法人日本遺族会と名称やらその人格、手続が変つたというだけで、そうして一部の理事の表面に押し出す看板が変つたというだけで、主要なる評議員の大部分のかたがたが殆んど全部今あなたがおっしゃつた殆んど全部元の遺族更生連盟のおかたがただということになると、評議員会はいわゆるこの遺族会の運営の機関ですね、評議員会から理事が皆生れて来て執行機関が出て来て、評議員会が母体なんです、結局日本遺族会の実際の機関の中心は遺族更生連盟と何も変らんとすることになりますね。そうするとそういう役員が全部引き継がれておつたのでは、世間で言う、率直に言つてた二、三の知名の人を看板に借りて来たということになるわけですね。又実情がそうなんです、実際上、それを高野委員等がいろいろ御心配なさつて、今後のそういうメンバー等についても改めて再検討なさるかなんかというところがこれからの問題になるか知りませんが、まだ私はそこは伺わないのですが、遺族更生連盟のメンバーがそのまま日本遺族会のメンバーになつておる点についてどういうふうな考へていらっしゃるかということをお承りしたい。

○参考人(佐藤信君) ちよつと私から今長島先生のお話になりましたことを補足いたしまして申し上げます。現在の規定によりまする評議員の八名中四十六名は、各県から一名ずつの評議員を出す、各県の遺族会の代表者を一名ずつ評議員に出すということ、現在できております評議員というものはその四十六名。これで先ず充足をいたしました。八十名に充足するまでの三十四名のものは、学識経験者の中から理事会の決議を経て推薦ができるということになつておるわけでございます。その推薦は現在まだいたしておりません。これからおい／＼に適當なる方々を御推薦申し上げたい、こういうことに考へております。更に理事に就任したものは逆に今度評議員の資格を得るということになつております。その立場において五、六名の人が逆に評議員の資格を持つております。そういったものと、四十六名の府県代表と六名ばかりの理事の逆に評議員の資格を得た人、この合計が五十二名が現在の評議員の数でございます。現在の在り方はそういう方でございます。

○山下義信君 長大変時間をとつて恐縮ですが、成るべく早く打ち切りたいと思ひますが、今にかく遺族更生連盟の役員が全部こつちに引き移つていくことだけは事実なんです。それを今後どうなさるかということをお答えになりませんが、それはあと廻しにして、衆議院で問題になつた点を私もこちらで伺つておかなきゃならんと思うのは、この財団法人日本遺族会の組織をなさいますときに、財団法人ですから、財団法人への寄附行為者が集まつたらば組織ができるわけなんですから、それは三人でも五人でもいいわけなんです、実際としては遺族のこ

いう機関であるとする、今藤原委員もその点を言われたのですけれども、これは遺族の一部の者の団体とする考へか、全国の遺族を網羅した団体となる考へか。つまり言い換へると、日本遺族会の御組織のときには一般の遺族に對しての關係はお取りになつたかお取りならなかつたか、そういうことは全然關係なしに従来の遺族更生連盟の役員のかた／＼のみによつてその設立がお運びになつたのでしようか。その辺の御關係はどういうふうになつておりましたか。

○参考人(長島銀蔵君) 遺族更生連盟といふのは、その下部組織といつたして各地に皆遺族会があるのでございます。その下部組織にありまする遺族会、即ちまあ広島県で言うならば広島県遺族会、この遺族会に今度は財団法人にしたがどうかという諮問を出しまして、支部でありますところの広島県遺族会ややはり評議員会なりなんに諮りまして、そしてよろしいということになりまして、それが日本中全部が集りまして、その承諾書も得られました、財団法人日本遺族会といふものができるとなつたわけでございます。

○山下義信君 私はいろんなことを伺つては却つて失礼であると思ひますから省略しすけれども、世間ではこういうふうに見ているのです。この日本遺族会を組織せられたときの理事や理事長の選任等も非常に急がれた關係もあるかも知れませんが、極く早急の間に極く一部分の間のかた／＼で取きめられて、まあ殆んど遺族更生連盟等の役員等へもつくりと御相談なしに、ほんの少数の人が、具体的に言

○参考人(長島銀蔵君) 無禮ござい

○山下義信君 それは資料としてすぐ出して頂けますか。

○参考人(長島銀蔵君) 取りに行つて持つて来させましょう。

○山下義信君 それは政府のほうで社会局の事業計画書並びに予算案として参考資料を配付しているのはこれと同じものです。違ふものですか。

○参考人(長島銀蔵君) 全部同じものです。

○山下義信君 それは社会局の案をそのまま持つて来られるのは何にもならんのですよ。やつぱり遺族会のほうで一応の事業計画書といふものが当然なくちやならん。まだ作つておられんならそれでいいのです。ないものをいふと云つたつて足さんに何とかで、ないものをいふというわけに行かないから、ないものはないでいいのです。それならば政府の事業計画をあなたのほうでやつてもらうという点で私は了承せねばならん。併しながら不完全ながら独自で当初立てた目論見書とか計画書といふものがあるならば、あるならばあると御答弁願ひたい。政府の計画書をもつて来て、これだというのじや意味をなさん。それを見て追及しようというのじやない。あなたがたが日本遺族会といふものを作られたのはもう五カ月前なんですからね。その間に目論見書といふものがあるのかどうか。

○参考人(長島銀蔵君) 山下先生にお尋ねしますが、軍人会館の事業目論見書であるか、それから遺族会の目論見書であるかどちらでございましょうか。

○山下義信君 それは軍人会館を政府が三月に、前国会にあなたのほうに貸付けるといふ法案を出したのですから、それを借受けたらどういふ事業

をするという計画がなければならぬわけですね。それを手をつけて五カ月も七カ月も何らの計画も目論見もなしに待つておいてなるようでは、私は常識的でないと思う。何かそれについて研究されたか。貸付を受けたらどういう事業をしようという計画や、それを大体において私はなさつておいて、なるのじやないかと思う。そういう御研究ができていなければいけないです。

○参考人(佐藤信君) 私からちよつとお答え申し上げます。勿論現状におきましては財団法人日本遺族会の事業計画というものはそれは作つて、それの機関の議を経て確定したもののごさいます。その中に軍人会館の事業を取入れて、今後一年間の事業計画或いは十年先の事業計画というものは、その日本遺族会の現在の事業計画の中に入つておられません。但し軍人会館が手に入つたならばこういう事業をする、当然この元の事業計画に加えて、軍人会館を取入れた事業計画をそれに加えて行くことにつきましては計画を立てまして、いろいろ研究をし調査をいたしておるわけでございます。大体で上つてはいるが、まだそれは確定したものではないと、こういうことを申し上げておきます。

○山下義信君 それはまあまだ手に入つていないのですからね、確定するというわけには行きますまいし、日本遺族会の事業計画として予算の裏付というわけにも行きますまい。これは今直ぐできるといふ見当は立たんでしょうからね。併しながら一応の研究はなさつていふと思ふ。なさつていふはずだと思ふ。あれだけの膨大なものを手に

入れて遺族のために福祉を図るということと呼号して全国の遺族に待望させておいて、そうして本場に法律が通つてから研究するというのでは遺族会の首脳部としてそういう漫々なことがあるはずはないのですから、御研究をちゃんとなさつて、幸いにして法律案が通つてあの入れ物が皆さんの手にあつて運用されるということになれば、こういうふうにする、ああいうふうにするという御研究は、これは又一方にはお進めになつていなければならぬと思ひますが、順序で最後に私伺つておきたいと思ひますが、いろいろ案を作つて所期のごとく活用なさるにつけて、あなたがたのほうで直接できないような事業がありますか。美容室、食堂というふうなもの或いは活動写真館もありまふし、劇場のようなふうにお使いになることもあるでしょう。そういうことについての御準備というものは若干進んでおりますか。御研究しておいでになりますか。

○参考人(佐藤信君) ちよつとお答え申し上げます。その前に今山下先生からお尋ねありました事業計画のことにつきまして、この前のお答えがちよつと足りなかつたように思ひますので、それを補足させて頂きたいと思ひます。前に申しましたように、軍人会館が手に入つたならばこういう事業をこういふふうな、こういうふうな規模においてやりたいというふうなことに對して調査研究はいたしております。そしてその大要の成案もできておりますというのを申し上げましたが、この計画につきましてはいろいろ厚生省と御相談をいたしまして、厚生省の御意思も

入れて遺族のために福祉を図るということと呼号して全国の遺族に待望させておいて、そうして本場に法律が通つてから研究するというのでは遺族会の首脳部としてそういう漫々なことがあるはずはないのですから、御研究をちゃんとなさつて、幸いにして法律案が通つてあの入れ物が皆さんの手にあつて運用されるということになれば、こういうふうにする、ああいうふうにするという御研究は、これは又一方にはお進めになつていなければならぬと思ひますが、順序で最後に私伺つておきたいと思ひますが、いろいろ案を作つて所期のごとく活用なさるにつけて、あなたがたのほうで直接できないような事業がありますか。美容室、食堂というふうなもの或いは活動写真館もありまふし、劇場のようなふうにお使いになることもあるでしょう。そういうことについての御準備というものは若干進んでおりますか。御研究しておいでになりますか。

ございしますので、あれの扱下を受けたい場合にはいろいろ勝手にあれを使うというのではないわけでありまふ。いろいろ使用の目的についていろいろの御指示もある。その範囲内でこれを利用して行かなければならぬという場合におきましては、厚生省の御意思を受けて行くということについておのずから事業計画もきまつて行くという意図におきまして、事業計画は厚生省と相談して、そして両者においてこれを作つたというものが今お手許に提出されております事業計画でございます。

○山下義信君 わかりました。私はこれで……最後に、最後にと言つて済みませんでした、時間を経過して……それじやもう一つだけ伺ひますが、この事業の中においては相当巨額な運転資金が必要と思ふ。それで遺族会はその会の持つておられる財産、失礼でありますけれども、これは資本金といふ、その他が承るまでもなく、まあ殆んどあつたのかないのか知りませんが、極めて少額である。実は主要メンバーの役員のかた々がどれだけの財産への贈金をなされたかといふことを聞いています。その中で、恐らくこれは現実にはまだそこまで行つていないと思ふ。従つてこの遺族会は資金を持つておいてはならない。あれを運営して行くだけの資金を持つておいてはならない。私はそういう資金についても今度著名な人が入つたから心配ないと思ふのですが、いろいろ関係者の間で極秘になつていふというのを仄聞するのです。それでそういうことに必要な資金、例えば予算の中には三千万円とか、五千万円

とかありますが、そんなことでは足らんかも知れませんが、相当の財源を要すると思ひますが、そういうことについての見通しはどういう見通しを持つておいてになりますか。

○参考人(長島銀蔵君) これは理事全部の責任におきまして、借入れその他部の方法によりまして資金を集める予定で、より／＼相談をいたしてはいる最中でございます。

○山下義信君 私はその資金についていろいろ御相談やら話があつたことを仄聞しておりますので聞かれます。その資金の出資等についていろいろ話合ひがあるのだらうと思ふ。見通しとしては御確信があるのですか。

○参考人(長島銀蔵君) 大体確信がございます。

○山下義信君 私の質疑は終りました。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御質疑ございせんか。

○有馬英二君 理事のかたに伺ひますが、先ほど私は厚生当局にこういう質問をしたのです。御承知のように軍人会館は軍人が零細な自分の俸給から集めて、清鉄その他が金を出したりして建てたやつたといふことから、今御承知のように追放から解除されました、全国の軍人が一団となつて一つ法人組織を作ろう、丁度恐らく数カ月のうちにはあなたがたの法人組織の日本遺族会と同じような何かが在郷軍人会といふようなものができるのではないのでしょうか、できるという話です。そこでこれは将来は架空のものじやないと思ひますが、軍人の人たちはこれは遺族だけがこれを財産にもらう、

恩典に浴するといふことはどうも不当じやないか。だから自分たちに全部返してくれといふのじやない、そういう意図はかかんが、少くとも遺族会と同じように自分たちがそれを使うといふことの権利はあるものと考えます。それだから若しそういうような団体ができたら、日本遺族会とどういふ関係になるかわかりませんが、とも／＼にそういう恩典に浴したいという希望です。私はさきに厚生省にそういう点についてはどう考えるかという質問をしたのですが、厚生当局は今のところそういうことを考えておられないと言ふ。あなたがたはどういう考えをもつておられるか、それを一つ。

○参考人(長島銀蔵君) 軍人会館は、時代はいつか知りませんが、私の知つてゐる範囲ですと、清鉄が日露、日清両戦役で亡くなつた戦没者の霊を慰めるという意味で御寄附があつたのだらうです。それに加えては俸給から積立てたといふお話を聞いております。併しながら将来は又いろいろ厚生省に御監督を願つておるのでございしますから御相談をして進めて行かなければならぬと思ひますので、今、只今かようしか／＼と申上げる段階ではないように考えますが、併しながら同じ日本人でございしますが、御相談にはいろいろな場面でお乗りすることができるようにはないかとも思ひます。併しながらこれは監督官庁のやはり御認可がならなくてはならないという工合に了承しておる次第でございます。

○有馬英二君 ただこういう考え方、遺族といふのは軍人の遺族なんですから、死んだ人の側だけにこれを使つて現に生きてゐる軍人になぜこれを使

わけないかという理窟も一つの理があるように私は考える。私は何も関係者じやないのですが、併しこれは何十万か何百万か知りませんけれども、そういうような軍人の会が今日本全体としてできつつある。そうしてやはりこの軍人会館を目当にしているわけです。これは必ず将来に何か、日本遺族会と軍人会との間に、この財産を巡つての経緯が起るに違いないということを私は予測するわけです。当るからんかわかちませんが、併しそれが私必すしも理窟がないとは考えられない。遺族も困っているでしょうが、併し追放されて今や解除になつた軍人も困つていて今や学校へ入れないという人もたくさんあります。職を失つて困つていられる人もたくさんあるのですから、やはりこの恩恵に浴するということとは、これは許さるべきじやないかと思つておる。今厚生省がどういふ考へを持つておるという事はそれは別ですが、それは今の大臣にも問うたわけじやないのですが、ただ局長の考へだけなので、これは併しこれから国民全般の意思がどういふ工合になつて来るかということとはわかりませんが、今の遺族会もただ遺族の者が、若し軍人がこれを返せと言われたら、軍人会館のほうに軍人の意思によつて、或いは資金によつてきたのですから、軍人会のほうが発言権を多く持つていられるように私も考へる。遺族のほうは何もあれを作つたのではない。その軍人の遺族があれをもちたのですから、これは差支ないのです。私は反対はしておるわけじやないのです。反対はしておるわけじやないけれども、将来そういうよう

なことがあつたらば、どういふような心持であなたたちがその軍人に對して或いはその軍人会の申入に對してお答えになるか。どういふお氣持でおられるかというのを伺えればいいのです。

○参考人(長島銀蔵君) 先生の御意見をよく伺つておきまして、又監督官庁の關係もございましてので善処いたしたいと考えております。

○山下義信君 私には質疑ではないのです。恐らく議事の進行をなさるだらうと思ひますから、折角御両所に来て頂きまして、御足勞を煩わしたこの機会に、私はお考へを承つておきたいと思ふ。この種の事は非常に、俗に世間で言う危険ないろ／＼収支計算が伴いますために、さま／＼世評を招き易い。當事者としては大変そのへん御苦勞なさることだらうと思つておる。それでいろ／＼な、そこでいろ／＼な売店等やら各種の事業をなさるについで、業者を御選任なさつて、その業者をお入れになつたり、いろ／＼することについて又何かと世評の噂も喧ましくいことであつて、金銭も併い、多くの人が出入りいたしますと、さま／＼なことを言う。従ひましてこのことを運営なさるにつきましては、高野委員からも先刻御指摘もあつたのであります。が、非常にはこれは、殊に天地神明に恥ざるところの立派な経営がなされませんと、私はいろ／＼な噂が立つてはいけないと思ふ。それでこれは援けを受けられる遺族会のようにも責任があるし、監督官庁のほうにも私は責任があると思ふ。それに対しての御覺悟を私は承つておきたいと同時に、今一つ

は、この種の遺族団体が、私は政治的行動をすることはいいけないと思ひますが、御両所の御所見は如何でございましょうか。それで私は率直に申し上げますが、遺族の利益を代表せられる各位が政治力を發揮してその目的を貫徹せられる段階は私は十分納得できるのであります。併しながらその遺族会の名において或る特定の候補者を支持し、或る特定の政党の側に立ち、又それ／＼の機關誌等を拜見するというと、常にそういう匂いが濃厚であつて或いはその幹部の中から立候補される人たちができ、いわゆる遺族を食ひ物にする、売物にするというふうな傾向が生じますと、私は突にこれはお互いに自他憤まなければならぬと思つておる。従来遺族更生連盟が遺族問題の解決のために天下を震駭させて、遂に今日のことに及ばれたその努力には衷心敬意を表しますが、同時に地方の末端の遺族団体等が常に選挙のときには、或いは選挙母体になり、或いは選挙の手先になる弊害なきにしもあらずと私は憂慮する。それで将来とも私はこの多くの、俗に言うこれだけの仕事、これだけの容れ物、これだけの権利を獲得されて、多くの遺族が、それが魅力を感じさせる大事業を掌握するものが、そういう団体が、これが政治的に動く、それが政治的に利用せられるということになりますと、私は突にこれは慎まなければならぬことであらうと思つておる。そういう点に對しまして、

従来遺族更生連盟の幹部であられた御両所、又現在財団法人日本遺族会に引續いて役員として御就任になつておられるお二人に、これは従来から遺族会の幹部として我々もお馴染を重ねて

来ているのでありますから、将来に對してそういう二点につきましてどういふ御見解を持つておられるかということとを、私は速記のある間に承つておきたいと思ひます。

○参考人(長島銀蔵君) 山下委員からのお尋ねの経営面に對するいろ／＼な御心配、私と全くこれは同じ意見でございます。この点につきましては、誤解を招かないようにと思ひまして苦慮いたしておるわけでございます。

それから第二点の政治問題という点に關しましてお答え申し上げますが、以前はこれは日本遺族更生連盟時代は、団体等規正令の届出をさせよという、何と申しましようか、そういう御当局の御指示がございまして、政治運動的なこともすつとやつて来たわけでありましたが、もうその段階は過ぎまして、今は落着いて遺族の福祉を圖つて行けばいいんだというふうな形にお陰でなつたわけでございます。従ひまして、これからはそういうた色は拭拭いたしたい、かように考へておる次第であります。

○高野一夫君 最後に私お願い且つお尋ねしておきたいのですが、先ほど現在の役員の仕事のことについて藤原さんからお願いがございましたが、藤原さんの御意見に私も非常に御尤もだと思ふ点があつたのですが、それはこの中に女性代表が一人も入つていない。これはやはり普通の社団法人と違つて財団法人ですから、理事の選定にもいろいろの制約があつて、そう簡単に行かないと思ひますが、やはり社会的にいろ／＼な意味において信用のある女性代表も必ずおられると思ふので、女性代表が一名でもお加わりになれば見

た目もいいし、(藤原道子君見た目にや困るのだよと述ぶ)そうじやない、見た目もいいし、それから何となく感じもいいし、又違つた意見も出ましようし、かた／＼名実共にいいと思ひますので、その辺のところもこの次の役員改選をされる機会でもあつたらお考へ願ひたいものだと思ふのですが、ちよつと簡単にお考へを伺つておきたい。

○参考人(長島銀蔵君) 只今の高野委員のお説、誠に御尤もでございます。今度実は理事を増員することになつております。それでその理事は大体六十名といひまして、一都一府四十三県ですか、このかた／＼の代表を全部理事にいたしまして、それから学識経験者も五、六名お願いをいたしまして、それからあと十名ばかりまだあくのでございます。全国の代表の中にも無論婦人を混えてもらいたいという事を私も言つておりました。果してそういう形になつて来るかどうかはわかりませんが、婦人も、高野先生二、三名というお説ですが、もつと殖やしまして、十分御意見のうちに取入れて行くことになつております。

○高野一夫君 結構です。

○藤原道子君 私その点発言しようと思ひましたが、もう時間がございませぬからやめました。ただ女を入れたら見た目がよいというふうな考へでなく、遺族の絶対多数が女である、遺児の問題も、未亡人の問題も、真剣にやつて行こうとする御意思があるならば、私は私の期待に一つの程度応えて下さるかを拝見いたしておりますから、どうぞよろしく願ひいたします。

来ているのでありますから、将来に對してそういう二点につきましてどういふ御見解を持つておられるかということとを、私は速記のある間に承つておきたいと思ひます。

○参考人(長島銀蔵君) 山下委員からのお尋ねの経営面に對するいろ／＼な御心配、私と全くこれは同じ意見でございます。この点につきましては、誤解を招かないようにと思ひまして苦慮いたしておるわけでございます。

それから第二点の政治問題という点に關しましてお答え申し上げますが、以前はこれは日本遺族更生連盟時代は、団体等規正令の届出をさせよという、何と申しましようか、そういう御当局の御指示がございまして、政治運動的なこともすつとやつて来たわけでありましたが、もうその段階は過ぎまして、今は落着いて遺族の福祉を圖つて行けばいいんだというふうな形にお陰でなつたわけでございます。従ひまして、これからはそういうた色は拭拭いたしたい、かように考へておる次第であります。

○高野一夫君 最後に私お願い且つお尋ねしておきたいのですが、先ほど現在の役員の仕事のことについて藤原さんからお願いがございましたが、藤原さんの御意見に私も非常に御尤もだと思ふ点があつたのですが、それはこの中に女性代表が一人も入つていない。これはやはり普通の社団法人と違つて財団法人ですから、理事の選定にもいろいろの制約があつて、そう簡単に行かないと思ひますが、やはり社会的にいろ／＼な意味において信用のある女性代表も必ずおられると思ふので、女性代表が一名でもお加わりになれば見

た目もいいし、(藤原道子君見た目にや困るのだよと述ぶ)そうじやない、見た目もいいし、それから何となく感じもいいし、又違つた意見も出ましようし、かた／＼名実共にいいと思ひますので、その辺のところもこの次の役員改選をされる機会でもあつたらお考へ願ひたいものだと思ふのですが、ちよつと簡単にお考へを伺つておきたい。

○参考人(長島銀蔵君) 只今の高野委員のお説、誠に御尤もでございます。今度実は理事を増員することになつております。それでその理事は大体六十名といひまして、一都一府四十三県ですか、このかた／＼の代表を全部理事にいたしまして、それから学識経験者も五、六名お願いをいたしまして、それからあと十名ばかりまだあくのでございます。全国の代表の中にも無論婦人を混えてもらいたいという事を私も言つておりました。果してそういう形になつて来るかどうかはわかりませんが、婦人も、高野先生二、三名というお説ですが、もつと殖やしまして、十分御意見のうちに取入れて行くことになつております。

○高野一夫君 結構です。

○藤原道子君 私その点発言しようと思ひましたが、もう時間がございませぬからやめました。ただ女を入れたら見た目がよいというふうな考へでなく、遺族の絶対多数が女である、遺児の問題も、未亡人の問題も、真剣にやつて行こうとする御意思があるならば、私は私の期待に一つの程度応えて下さるかを拝見いたしておりますから、どうぞよろしく願ひいたします。

来ているのでありますから、将来に對してそういう二点につきましてどういふ御見解を持つておられるかということとを、私は速記のある間に承つておきたいと思ひます。

○参考人(長島銀蔵君) 山下委員からのお尋ねの経営面に對するいろ／＼な御心配、私と全くこれは同じ意見でございます。この点につきましては、誤解を招かないようにと思ひまして苦慮いたしておるわけでございます。

それから第二点の政治問題という点に關しましてお答え申し上げますが、以前はこれは日本遺族更生連盟時代は、団体等規正令の届出をさせよという、何と申しましようか、そういう御当局の御指示がございまして、政治運動的なこともすつとやつて来たわけでありましたが、もうその段階は過ぎまして、今は落着いて遺族の福祉を圖つて行けばいいんだというふうな形にお陰でなつたわけでございます。従ひまして、これからはそういうた色は拭拭いたしたい、かように考へておる次第であります。

○高野一夫君 最後に私お願い且つお尋ねしておきたいのですが、先ほど現在の役員の仕事のことについて藤原さんからお願いがございましたが、藤原さんの御意見に私も非常に御尤もだと思ふ点があつたのですが、それはこの中に女性代表が一人も入つていない。これはやはり普通の社団法人と違つて財団法人ですから、理事の選定にもいろいろの制約があつて、そう簡単に行かないと思ひますが、やはり社会的にいろ／＼な意味において信用のある女性代表も必ずおられると思ふので、女性代表が一名でもお加わりになれば見

た目もいいし、(藤原道子君見た目にや困るのだよと述ぶ)そうじやない、見た目もいいし、それから何となく感じもいいし、又違つた意見も出ましようし、かた／＼名実共にいいと思ひますので、その辺のところもこの次の役員改選をされる機会でもあつたらお考へ願ひたいものだと思ふのですが、ちよつと簡単にお考へを伺つておきたい。

○参考人(長島銀蔵君) 只今の高野委員のお説、誠に御尤もでございます。今度実は理事を増員することになつております。それでその理事は大体六十名といひまして、一都一府四十三県ですか、このかた／＼の代表を全部理事にいたしまして、それから学識経験者も五、六名お願いをいたしまして、それからあと十名ばかりまだあくのでございます。全国の代表の中にも無論婦人を混えてもらいたいという事を私も言つておりました。果してそういう形になつて来るかどうかはわかりませんが、婦人も、高野先生二、三名というお説ですが、もつと殖やしまして、十分御意見のうちに取入れて行くことになつております。

○高野一夫君 結構です。

○藤原道子君 私その点発言しようと思ひましたが、もう時間がございませぬからやめました。ただ女を入れたら見た目がよいというふうな考へでなく、遺族の絶対多数が女である、遺児の問題も、未亡人の問題も、真剣にやつて行こうとする御意思があるならば、私は私の期待に一つの程度応えて下さるかを拝見いたしておりますから、どうぞよろしく願ひいたします。

来ているのでありますから、将来に對してそういう二点につきましてどういふ御見解を持つておられるかということとを、私は速記のある間に承つておきたいと思ひます。

○参考人(長島銀蔵君) 山下委員からのお尋ねの経営面に對するいろ／＼な御心配、私と全くこれは同じ意見でございます。この点につきましては、誤解を招かないようにと思ひまして苦慮いたしておるわけでございます。

それから第二点の政治問題という点に關しましてお答え申し上げますが、以前はこれは日本遺族更生連盟時代は、団体等規正令の届出をさせよという、何と申しましようか、そういう御当局の御指示がございまして、政治運動的なこともすつとやつて来たわけでありましたが、もうその段階は過ぎまして、今は落着いて遺族の福祉を圖つて行けばいいんだというふうな形にお陰でなつたわけでございます。従ひまして、これからはそういうた色は拭拭いたしたい、かように考へておる次第であります。

○高野一夫君 最後に私お願い且つお尋ねしておきたいのですが、先ほど現在の役員の仕事のことについて藤原さんからお願いがございましたが、藤原さんの御意見に私も非常に御尤もだと思ふ点があつたのですが、それはこの中に女性代表が一人も入つていない。これはやはり普通の社団法人と違つて財団法人ですから、理事の選定にもいろいろの制約があつて、そう簡単に行かないと思ひますが、やはり社会的にいろ／＼な意味において信用のある女性代表も必ずおられると思ふので、女性代表が一名でもお加わりになれば見

た目もいいし、(藤原道子君見た目にや困るのだよと述ぶ)そうじやない、見た目もいいし、それから何となく感じもいいし、又違つた意見も出ましようし、かた／＼名実共にいいと思ひますので、その辺のところもこの次の役員改選をされる機会でもあつたらお考へ願ひたいものだと思ふのですが、ちよつと簡単にお考へを伺つておきたい。

○参考人(長島銀蔵君) 只今の高野委員のお説、誠に御尤もでございます。今度実は理事を増員することになつております。それでその理事は大体六十名といひまして、一都一府四十三県ですか、このかた／＼の代表を全部理事にいたしまして、それから学識経験者も五、六名お願いをいたしまして、それからあと十名ばかりまだあくのでございます。全国の代表の中にも無論婦人を混えてもらいたいという事を私も言つておりました。果してそういう形になつて来るかどうかはわかりませんが、婦人も、高野先生二、三名というお説ですが、もつと殖やしまして、十分御意見のうちに取入れて行くことになつております。

○高野一夫君 結構です。

○藤原道子君 私その点発言しようと思ひましたが、もう時間がございませぬからやめました。ただ女を入れたら見た目がよいというふうな考へでなく、遺族の絶対多数が女である、遺児の問題も、未亡人の問題も、真剣にやつて行こうとする御意思があるならば、私は私の期待に一つの程度応えて下さるかを拝見いたしておりますから、どうぞよろしく願ひいたします。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御発言ございませんでしようか。

○常岡一郎君 ちよつとお尋ねいたしますが、役員は選定ですね。理事なんかきめるのは誰がきめるのですか。

○参考人(佐藤信君) 私どものほうの役員は選任方法は、全部選挙によることになっております。

○常岡一郎君 選挙母体は……。

○参考人(佐藤信君) 現在の機構は、各都道府県から一名ずつの推薦を頂きましてのが評議員になっております。四十六都道府県で四十六名でございます。この一名を推薦することは、各県に遺族連合会というものがございまして、その遺族連合会の会議によつて、その会から選出をして参ります。

それを評議員に任命し、そのほかに学識経験者から理事会の決議によつて推薦した者を評議員に加える。その評議員から評議員の互選によりまして理事を選出する、こういう形になっております。

○委員長(堂森芳夫君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(堂森芳夫君) それでは速記を始めて下さい。

別に御発言もございませんでよろしく、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

午後六時三十分秘密会を終る

○委員長(堂森芳夫君) それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方はそれ、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○大谷盛潤君 本案に別紙のような附帯決議を付することの動議を提出いたします。

○橋原亨君 只今の動議に賛成いたします。

○大谷盛潤君 附帯決議を朗読いたします。

附帯決議

一、財団法人日本遺族会は本法により無償貸付を受けた国有財産に付特に厳正且つ民主的な使用運営を期するため、その寄附行為を変更して国会側を含む各界の代表的有識者を以て構成する運営委員会を設置し、諮問機関とすること。

二、財団法人日本遺族会をして十分なる準備を整へさせるため、約三ヶ月の期間を置き、十一月一日以後において無償貸付の契約を結ぶこと。

○橋原亨君 只今の動議に賛成いたします。

○委員長(堂森芳夫君) 只今の、大谷君の附帯決議の動議は成立いたしました。

他に御発言はございせんか。

○湯山勇君 私は本案に只今の附帯決議を付することを条件として賛成いたします。

なお本案の審議に当りましていろいろの問題点が指摘されたましたが、それらの点につきましてはいろいろの疑念が残つておる状態でございます。従いまして特にこの附帯決議の実施に当りましては、十一月一日以降という期日が明示されておまして、いつ渡すということはつきりいたしておりません。で、渡すまでの期間の間には、この厚生委員会を開かれる機会も多々

あることだと思ひます。従つて附帯決議の趣旨並びに質疑の過程において問題にされておつたような点が拭拭されただかどうか、或いは附帯決議の趣旨が十分果されておるかどうか、そういうことを更に本委員会に御報告願つて確認する機会を必ず持つて頂きたい。こういうことを強く要望いたしまして本案に賛成いたします。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御発言ございせんか。他に御意見もないようございましてから討論は終結したものと認めて差支えございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案を衆議院送付案の通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堂森芳夫君) 全会一致でございます。よつて本案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に大谷君提出の附帯決議を採決いたします。

大谷君提出の通り附帯決議を付することに御賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堂森芳夫君) 全会一致と認めます。よつて大谷君提出の通り附帯決議を附することに決定いたしました。

○政府委員(安田敬君) 附帯決議の第一につきましては、日本遺族会がそういうようにいたしますように指導して参りたいと思ひます。

第二につきましては、御趣旨の通り取運びます。

なお湯山委員の仰せのことにつきましては、委員会がございましてならばその機会に御報告申し上げたいと思ひます。

○委員長(堂森芳夫君) 速記とめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(堂森芳夫君) 速記始めて下さい。先ほど可決になりました法案を委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名
高野 一夫 山下 義信
江田 三郎 湯山 勇
西岡 ハル 横山 フク
藤原 道子 榊原 亨
林 了 有馬 英二
常岡 一郎 大谷 盛潤
中山 壽彦

○委員長(堂森芳夫君) 署名漏れはございせんか。署名漏れはないものと認めます。

なお本会議における委員長長の口頭報告については委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後六時三十九分休憩

午後六時五十分開会
○委員長(堂森芳夫君) 委員会を再開

いたします。この際追加いたしました、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案者から提案理由の説明を願います。

○衆議院議員(山下春江君) 只今議題となりました引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

引揚同胞対策審議会は第二回国会に衆参両院において議決されました引揚同胞対策に関する決議に基づきまして法律第二百十二号を以て昭和二十三年八月から最初は一年を限つて総理府に設置され、海外同胞の引揚促進、帰還者、遺家族及び留守家族の援護等に関する諸問題につき民間の陳情を審議し、且つその実情を調査して、引揚同胞対策を考究いたし、その結果を内閣総理大臣に報告して参つたのであります。

併しながら海外同胞引揚に関する諸問題は未だ完全に解決を見ず、情勢の變化と共に困難視せられておりました、漸く最近中共地区よりの引揚及び外地戦犯の赦免、内地送還と共に明るみになって参つたのであります。従つてこの設置法も現在まで五回の改正を重ね、引続いて今日に及んでおるものであります。今日までこの審議会で取上げられ調査した結果、総理大臣に報告されました事項は十数件に上り、その殆んどが政府の施策に組み込まれておる点より鑑みましても、この審議会の重要性が窺われるのであります。

この法律案の要点は未帰還者留守家族等援護法における政府の未帰還者の帰還促進及び調査究明に对应して、この審議会を更に三年間存続させるた

め、本法第七条中の「施行の後五年」を「施行の後八年」に改め、本法が本年八月で消滅するのを更に延長しようとするものであります。独立以来一年有余になります今日、なお多数の同胞が海外に残留し、故國に帰ることを得ないのは国民の一大痛心事でありますが、今日中共地区よりの引揚、外地戦犯の赦免、及び内地送還の実現並びにソ連地区抑留同胞に対する一縷の明るい見通しが認められるこの機会に引揚問題に關する多年の懸案を解決することは現在の急務であると存するのであります。政府はその責任において未帰還者の調査究明と帰還促進に努め、国民の憂慮を一掃すべきであります。かかる事情に鑑み、未帰還者留守家族等援護法に対応し同法運用の妙を發揮せしめるため、更にこの法律の有効期間を延長して、この引揚同胞対策審議會を存続する必要があると考へるのであります。以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ御審議の上、速やかに御賛成御可決せられんことを切望する次第であります。

○委員長(堂森芳夫君) 御質疑を願います。
○中山壽彦君 質疑もないようでありますから、討論を省略して直ちに採決されるよう動議を提出いたします。
○榊原亨君 只今の中山委員の動議に賛成します。
○委員長(堂森芳夫君) 只今の中山君の動議に御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。それでは質疑を打ち切り討論を省略して採決いたします。引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案を衆議院送付案の通り可決することに賛成のかたは挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(堂森芳夫君) 全会一致でございます。よつて本案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。
それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次署名を願います。
多数意見者署名
湯山 勇 藤原 道子
西岡 ハル 高野 一夫
榊原 亨 中山 壽彦
有馬 英二 常岡 一郎
大谷 盛潤
○委員長(堂森芳夫君) 署名漏れはございませんか。署名漏れはないものと認めます。
なお本會議における委員長の口頭報告については委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。
それでは暫時休憩をいたします。
午後六時五十六分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた。〕
八月六日本委員会に左の事件を付託された
一、引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案(衆)
引揚同胞対策審議會設置法の一部を改正する法律案
引揚同胞対策審議會設置法の一

部を改正する法律
引揚同胞対策審議會設置法(昭和二十三年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。
第七条中「五年」を「八年」に改める。
附 則
この法律は、公布の日から施行する。